

1. 件名：「日本原燃(株)の保安規定変更認可申請に係るヒアリング（新規制基準対応（再処理施設、廃棄物管理施設）」

2. 日時：令和3年4月14日（水） 14時50分～17時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋管理官補佐、河本安全審査官、藤原安全審査官、

河原崎安全審査専門職

日本原燃(株)

再処理事業部 再処理工場 技術部 保安管理課長 他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000072.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000072.html)

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）

「日本原燃(株)から再処理事業所廃棄物管理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/WAS/190000082.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000082.html)

- ・ 令和3年4月2日  
「日本原燃(株)再処理施設及び廃棄物管理施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年4月6日  
「日本原燃(株)再処理施設及び廃棄物管理施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁のフジワラです。本日につきましては、
0:00:07	日本原燃の再処理施設、
0:00:10	及び廃棄物管理施設の保安規定に係るヒアリングを行いたいと思います。
0:00:16	本日はマイク録音で実施しますので、まず発言の際には所属氏名を明確に述べてから行ってください。
0:00:27	また深い位置情報を発現しないようにしていただきたいと思います。もし発言をしてしまった場合には、その点を指摘してください。
0:00:38	また、発言をしない場合にはマイクのスイッチをオフにしてくださいようお願いいたします。
0:00:44	まず本日は4月2日、4月6日付の提出資料につき成果提出資料に基づき説明を行っていただくという趣旨で理解しております。
0:00:58	資料の説明の進め方または出席者後ですね、当資料を説明するためには、いつ提出したワードの資料かということがわかるように説明をするようお願いいたします。それでは日本原燃のほうから説明をよろしく願います。
0:01:16	はい、日本原燃のハヤミでございます。本日保安規定変更申請に係るヒアリングを受けてございまして、先ほどありましたので、2月4月2日、それから4月6日に提出させていただきました。／規定変更申請に係る説明資料、こちらを
0:01:33	についてに基づき御説明のほうさせていただきたいと考えてございます。
0:01:38	本日の出席者は再処理事業部からハヤミ欲しいサカイタカハシー方余命4名で対応させていただきます。
0:01:49	費用につきましては新規性基準適合に係る保安規定変更に関して、これまで3月16それから3月23の審査ヒアリングにおいていただきました懸念と質問と、こちらに記載して資料のほうへ反映した。
0:02:04	一方についてご説明をさせていただくということで考えてございます。
0:02:09	資料につきましては資料の順番に従って御説明いたさせていただきます。
0:02:15	最初、資料の2の②、結局保安規程審査基準と保安規定と記載経緯表について、こちらのほうで説明をさせていただきたいとか、
0:02:26	提出は4月2日に提出をした資料となっております。
0:02:33	こちらの前回ファンドラップという23日に一度御説明させていただきました、その際にいただきましたコメント等を踏まえまして資料を検討してございますので、こちら企業の変更点を中心に御説明をさせていただきたいと思います。
0:02:54	最初の変更点といった
0:03:01	3ページ目、41分の5ページ目になります。平野。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:07	第 5 号保安教育ですね、こちらのほうに
0:03:12	第 29 条の 2-2 から巨大 29 条の 1 億今回設計想定事象に係る計画、その中で、教育のほうを実施するということでこう記載してございますが、訓練等ですが、こちらこの保安教育ですね、新規立地保安教育に該当するものというふうに整理する。
0:03:32	ここで 6 のほう低下をしてございます。
0:03:36	それでは今最後の補足のほうに説明してちょっと後程こちらのほうでもさせていただければ。
0:03:44	だから、
0:03:48	いいのか、それが 41 分の 8 ページになります。
0:03:55	ページ 7 ページから操作上の一般事項第 26 条です、こちらのいうところまで、6 号の日本のほう三つ対応してございましたら、対象施設の操作、
0:04:09	に係るマーケット必要な事項ですね。
0:04:12	ということで整理をすることが結構継続で、こちらのほうに変更内容を
0:04:19	ちょっと最初にしていました。今回変更内容として、化学組成といたしまして、今回変更した変更内容ですね、この中で、その内容に
0:04:32	対して最も適当と思われる保安規定審査基準の情報の、こちらに変更内容を記載するという形での変更を全般的に行ってございます。
0:04:46	そういった関係でこちら 26 条の旧 F-IV についてはポツのほうに報告でございます。
0:04:57	はい。
0:05:00	来まして、次のページの第 31 条ファンドと一般で一つ古いだろう、こちらご希望 2 ポツのホームページでございましたが、及びこちらにあります。
0:05:14	その下になりました。40 条せん断溶解行う集積線量でこちらの記載についても、所でございます。
0:05:26	下の 41 分の 9 ページになります。
0:05:31	再処理安全委員会について備考構成を行って今回 Pa 設計想定事象等に係る計画も 1000 以後時策定審議事項として追加をしてございます。その内容から性というところ 7 ポツですね。
0:05:49	7 ページにて、
0:05:52	電気技術に委員会に被疑事項について定めることで、こちらに該当する生成することが適当ということでこちらのほうにしております。
0:06:07	からのページ注意 41 分のというページですけれども、こちら正当化もともとちょっと一番下に記載があるんですけども、すいませんこの別表 40 みを今記載がでございます。こちらの本来とって移動。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:22	した際に消すべきだったんですけども、保健師が増えてるということでこちらはすみません、できる方法。
0:06:30	改めて修正をさせていただきたいと。
0:06:36	きまして、41 分の 12 ページになります。
0:06:48	ちょっと線量当量の測定でございます。
0:06:52	こちらの
0:06:55	私が来た救護熱劣化してございましたが、
0:07:01	記載内容を今回追加した表示ということが放射線防護上のホスト一部っていう意味整理するってことで、こちらのみ期待をしてございます。
0:07:25	はい。
0:07:27	10 設計 1411 分の 13 ページになります。
0:07:36	こちら真ん中ですね、4 ポツのところに第 88 条別表 42。
0:07:44	でございます。
0:07:46	こちらの 8 号の 1 からこちらのほうに移動してございます 8 号の 1 が低速
0:07:56	設備に関する記載ですけれども、当ホース廃棄物の廃棄に関する抵当保守管理目標値の変更ですので、この目標値を満たすための
0:08:08	うん。
0:08:09	事項ということで整理をすることができたということでこちらのほうに移動してございます。
0:08:15	同様に、その下ですね、
0:08:19	8、16 条の 30 別表 39 についても、こちら会を時排気筒放出ということでこちらのほうに移動してございます。
0:08:31	続きましてとい 41 分の 14 ページですね、
0:08:39	通信連絡手順の整備でございますが、以前は 14 号の 1 ポツに記載してございましたが、今回策定するのが手順の整備ということで、この 2 ポツの緊急時における操作に関する
0:08:54	社内規程類を作成すること、またそちらのほうによりふさわしいとあるということで、こちらのほうに記載のほう移動してございます。
0:09:08	ピット 41 分の 15 ページとかさAですね、こちらの経営設計想定事象に係る体制の整備、こちらのページに係る条文の追加でございますけども、これ 6 号の 2 ポツのほうに記載してございましたが、一番、
0:09:24	関連するところが設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置ということ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:31	そういった内容を規定しますので、こちらのほうにへと移動してます。29 条の 2 から 29 日でも 6 までですね、同じように、こちらのほうに移動するという形の変更を行ってございます。
0:09:57	再処理施設の健康については、
0:10:00	1.5 となっております。
0:10:02	それから続きまして、廃棄物管理施設です。基本的には先ほどと
0:10:07	同じ。
0:10:09	考えてる店舗行ってございます。
0:10:12	。
0:10:13	41 分の 25 ページ、こちらのほうに同じく、設計想定事象に係る教育訓練、そういったものが保安教育について実施するということを考えてございますので追加をしてございます。すいませんちょっと資料の誤りで第 11 条
0:10:31	1 年点検について記載ございますけども、こちらちょっと主要な条文と一緒に伝えてしまいましたので、そちらのほうは削除させていただきたいと思います。
0:10:46	それから 41 分の 26 ページになります。こちらも当貯蔵委員会の審議事項ですね。はい。
0:10:56	最終的にここは
0:11:00	審議通す会議体の負債側の
0:11:06	審査基準のほうにございますのでそちらのほうに反映してございますけども、別途廃棄物管理はどういうふうに記載がないということで、今回、追加しますのが、この設計想定事象の体制の整備に係る計画ですね、計画の内容の
0:11:22	審議ということになりますので、変更した内容からこの組織の挨拶規程類を作成するというものに関するの関連するものということで、こちらのほうに記載のほうを移してございます。
0:11:43	選定し、
0:11:46	27 ページ目になりますように一番何限 7 ページになります。ただ育たへの受け入れ計画について、こちらの 11 号の 1 ですね、
0:11:59	ツガネF廃棄物の移動等のほうに記載してございましたけども、起債の目的です。削除いたしましたけども、削除した内容が施設の管理施設に当たるものということで、
0:12:15	こちらの
0:12:18	6 号の 4 発ってということのほうにいて移動してございます。
0:12:29	19 ページ目になります。
0:12:33	こちらも再処理等で

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:39	すみません。特にこちらの 41 条ですね、気体の方を移動させますので、ちょっと 41 条ですね、この
0:12:49	二つ、1 ポツ、
0:12:51	審査基準の 1 ポツと 4 ポツのほうに出てきてそれぞれ別途関連する箇所をどの条文を主としたかということで書いてあるんですけどちょっとそちらの見込み番号がですね。ええと。
0:13:06	異なっておりますので、ちょっと後程説明しますが、二つに分けて記載をした関係があるんですけども、ちょっと本来であればここどちらにも記載すべきだったということで、こちらもちょうと絵画すみません 20 なんていうことですので、すみません誤記として修正をさせていただきたいと思います。
0:13:27	それから 41 分の 30 ページになりまして、こちらの先ほどの条文、
0:13:33	御説明に関するところで線量当量の測定 41 億ですね、ついて母語母校で
0:13:41	経営管理区域における線量等の表示に関するものですが、こちら、
0:13:52	959 ポツの放射線防護上の必要な措置ということで整理をさせていただきました。
0:14:10	ちょっと、
0:14:14	31 ページから 32 ページにあたるところで、同じく 41 条の六法ですね。単協も
0:14:26	暗渠の甲状腺測定結果から勘案した上で被ばく線量の経時についてですけども、こちらについては、モニタリングに関することということで、
0:14:39	11 号の一つのほうに整理をさせていただきます。こういうふうにならなくて二つに分けたんですけども、こちらが取り方がちょっと反映できなかったという、さっきの言葉がここに示してさせていただきたい。
0:14:54	同じくですね。すみません。
0:14:58	放射性廃棄物
0:14:59	31 条についてです。4 項に
0:15:04	測定結果放出量の測定結果を表示するということですけども、こちらは 5 校の
0:15:11	機体廃棄物等の管理に関するものということで、こちらのほうに記載打ちしております。
0:15:26	あと 33 管理手法
0:15:30	まず 33 ページになります。
0:15:35	通信連絡設備ですけども、こちら先ほど再処理と同じで、緊急時、
0:15:41	受けるえさな規定類を作成することに関連するものとして、こちらの方見てございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:48	それから最後設計想定事象に係る計画の整備については、再処理と同じように、人繁忙けどもそちらに関連するものとして、こちらに記載のほうをつくってごきます。
0:16:05	変更箇所は以上の通りですけれども、最後に、
0:16:10	前回のヒアリングで幾つか低血糖カップリングがございました事項についての補足ということで 40、40 ページから
0:16:22	採用してごきます。
0:16:25	1 ポツ、①は先ほど温泉に移る。
0:16:30	①の
0:16:31	保安教育の実施についてということで、こちらの再処理結果廃棄物管理施設については、／に関する業務を行う際等に対する
0:16:43	保安教育実施してごきます。
0:16:46	そちらの再処理であれば 12110120 秒廃棄物管理施設であれば 5071 ペーしている。
0:16:52	今回保安規定の変更では 29 条の先であれば 29 条の 2 パラ 6／廃棄物管理施設であればというふう 23 から 6 により設計想定事象に対する教育訓練の実施ということを規定していると。
0:17:10	この二つの経過とともに、保安規定に基づき実施する教育ということで、先ほどのように審査基準第 6 号にこの条文を追加するという形で考えてごきます。中身については、
0:17:25	換地教育ですね 121 錠とか 57 条に実施するほうがより基礎的なものでこちらのそれぞれの設計想定事象の中で行う教育についてはそれぞれ具体的な事象想定してそれに対する、より
0:17:43	専門的な教育になると考えてごきますので、そういった仕分けの内容になったということでそれぞれ条文については現在減算切り分けた形にしてごきますけども、全体として保安教育というふうにごきます。
0:17:56	それから二つ目の再処理施設の操作と設計想定事業等に係る体制施設の保全に関する措置についてということで、
0:18:05	再処理施設の変更申請におきまして、第 34 条ですね、非常用所内電源系統に関しては各課の連続運転に必要な燃料の確保といっそう開放故障時の措置を追加してごきます。
0:18:19	これはそっちについては非常用電源系統から給電受ける設備への電力供給できることを持ってきましたものですね、この保安電源設備としての機能確保を目的とした措置であることから、
0:18:36	最終施設の操作に係るものとして整理してごきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:40	設計想定ちの等に係る再処理施設の保全に関する措置については、火災以前減少、それから外部事象等、こういったものにより安全機能を有する施設または重大事項等対処施設への機能の影響を防止する。
0:18:56	あと目的、そういったための活動を実施するということで、生き残り確保を図るための一つとして実数減というふうに考えてございます。
0:19:05	本当に 34 条は、
0:19:09	審査基準の 15 行からは削除した形で今回整理をしております。
0:19:17	説明としては以上になります。
0:19:22	規制庁のフジワラです。それでは、先ほどの、今説明いただきました 2-2 に対して、規制庁から確認等を行いたいと思います。
0:19:33	まず私のほうから何点か確認をさせていただきます。
0:19:38	再処理の
0:19:40	41 分の 6 ページのところ、今回は
0:19:46	前回のヒアリングの指摘を受けてということで、もともとともとも条文として関係するものっていうところも、関係性を示しつつも、
0:19:57	変更する内容をもって関係するところにも
0:20:02	対応するというふうに記載していくというような趣旨の説明があったかと思えます。その中で、6 ページ通しページ 6 ページの
0:20:12	ところで、
0:20:13	今回
0:20:15	32 条に関しては、
0:20:21	5 ポツの
0:20:23	頃ですかね。
0:20:26	26 号の 5 ポツへの適合
0:20:31	というふうにされて、
0:20:35	そうですね。
0:20:38	そういうところで移動させましたというかこちらにも記載でこちらをメインとして内容としてメインなのでということで、こちらに変更されたということなんですけれども、
0:20:47	3 章の 3 もし、それと、そこで呼び込んでいる別表の変更についてですね、今、こちらは 2 ポツの
0:20:59	規定類にサクセス起きているよ作成するっていう話のほうだけでもともと不適合のところの話なのでということでこちらもともとが条文として関係しますということで記載をされている。
0:21:12	ままになっているところについての整理、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:16	別途説明していただけますか。
0:21:21	はい。日本原燃の配備でございます。
0:21:24	こちらの
0:21:26	30条の3ですね、
0:21:29	41分のページに記載しております3030条の3で今回変更したのか、この3行のレート安全上重要な施設等ということで変更の内容自体は
0:21:43	安全上重要な施設と同等の管理をするものがここに含まれるようにということで等がコストフリー形の変更になってございます。
0:21:50	こちらを別途条文の記載自体がですね、保安規定の
0:21:57	すみません、安全上重要な施設等に関わる不適合が発生した場合に、
0:22:08	不適合等に関する措置方針について事業部長の承認を得るということで、これ再開をするにあたってのために必要な措置を含むということで、海脚出ますけども、
0:22:22	実際にこの操作に当たって確認をするものというよりは、いわゆる層理の計画ですかね、その処理運転を再開しますよ。そういった計画で進めますよといったときに、そこ。
0:22:38	その計画んと処理を再開するにあたっての必要な要求事項としてこういった不適合処置がきちんと
0:22:50	終わっていること、そういったことの確認を進めるという意味での機会ですので、先ほど分光
0:22:56	はい。
0:22:57	いわゆる、その操作、
0:23:00	どう前後で確認をするような事項というよりは、こちらの組織な規定類ですね、
0:23:10	不適合管理等に関する規程類の中で、こういったものをきちんと反映して完了するという形での正規の方が適当と考えましたので、現状のままとしてございます。
0:23:26	規制庁のフジワラですね、もともと不適合のお話の条文で規定されている内容、
0:23:35	ということで、2ポツの内容に対応するものであるってことは理解しているものの、実際変更した部分での内容、
0:23:46	ていうのを、32条。
0:23:51	の変更等を同等のものかなというふうに思っていて、2ポツから消したほうがいいんじゃないかという話ではなくてももちろん2ポツのところに関係しつつも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	別途 5 ポツの方法でその 32 条との並びというか同じ内容の変更という意味で、
0:24:09	並べて応答かなというふうに思っていたんですか、その点についてはいかががお考えですか。
0:24:16	はい、日本原燃のハヤミでございます。ご指摘の通り、この 32 条で変更いたしました保安上特に管理をしてるといったそちらの変更に関連するものという認識はしてございます。
0:24:32	ただちょっと、やはり内容からしたときに、その設備の範囲を広げますよということがこの 30.3。
0:24:45	今回の変更の中止になってございますので、ちょっとやはり、
0:24:49	この
0:24:52	操作前後で確認すべき事項、そういったものが定められていることといったことで整理の中に含めるということとはちょっとやはり成長しては、あんまり適切ではないのかなというふうに考えてございます。
0:25:10	規制庁コサクですけど、何を言ってるかちょっとよくわからなくてですね。
0:25:15	フジワラが入ったときにそういうこともありますと言われてるんであれば聞きすればいいし、
0:25:22	そういうことはありませんって言うんだったら書きませんんですけど。
0:25:27	何を言っているんですかね。
0:25:30	32 条との違いは何ですか。
0:25:35	はい。日本原燃のハヤミでございます。3、32 条ですね、こちらの
0:25:44	別途規定の内容ですね今回変更した内容も含めて、この設備の管理ですね、その中で経営設備の状態を確認する事項とそういったものを規定している情報なので、
0:25:59	コサクです。本来の規定の趣旨っていうのはフジワラでもわかっているといった上で、今回の変更がどういう関係にあるかっていうこと等で言うと、同じ枠で整理をしたほうがいいのではないかっていうことなんですよ。
0:26:16	それに対してどう思うかで端的に答えてもらえませんか。
0:26:21	はい。
0:26:22	日本原電範囲でございます。
0:26:24	すみませんちょっと説明が不適切でした。ご指摘の通り、この 32 条ですね、こちらに関連するものとして、30 条については変更させていただくというものになってございますので、
0:26:42	そちらに関連するということがわかるように、
0:26:47	この資料のほうですね、33 についても、こちらも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:52	こっちのほうに絵として以下をするという形で修正をさせていただきたいと思います。
0:27:03	規制庁の藤原です。ではその点修正をお願いいたしたいと思います。続きまして、再処理の41分の通しページ以降、ページであったり今管理でも同じような部分があって、最後に、
0:27:19	店舗で示されていて、説明があったかと思いますが教育訓練の話についてなんですが、
0:27:27	今回その教育訓練のところで
0:27:33	今後の保安教育のところに体制の整備に関するものも、その中で、教育訓練しますという話があり、その部分としてっていうので。午後の方にも入れますという形で説明があったかと思いますがその中の説明でもあったかと思うんですが、今回、これ
0:27:51	29条の2-2から19条の6っていうのは、実際具体的な話であったりっていうところの話っていう説明もあったかと思いますが。今ネットワークとしては、他の条文はですね／条文というか、
0:28:07	何合という中の1ポツであった2ポツであったり、どこに該当するかっていうのを細かく分けていらっしゃると思うんですけども、
0:28:15	この後の保安教育に関しては別途1から4まで全部無線機でこれらに対応しますということで記載がされています。これまで121条と122条というのはこの全体に関わるものだということで、
0:28:31	こういった形で示されていたのかもしれないんですが、29条の2-2から29条の6っていうのをこの中でも、具体的なっていう意味で4ポツに対応するものというふうに理解していいんでしょうかそれともえと全体に関係しますという整理なんでしょうかその辺の整理についてお聞かせください。
0:28:53	はい。日本原燃のハヤミでございます。すいませんちょっと御指摘の通りですね、29条の2-2から29条の6で実施する教育の内容につきましては、設計想定事象等ですね、そういったものが発生した場合に、こういった措置をとるかという具体的な教育内容を
0:29:13	CAPEに従って定めて実施をするということでございますので、関連性という意味では、この午後の4ポツのところ、
0:29:22	最も関連するという意味でちょっと全体として記載するとえーとですね、ちょっとファイアーが広すぎるということもございますので、そういった形で資料のほう修正させていただきたいと思います。
0:29:39	規制庁のフジワラです。ではあの4ポツに具体的にに対応するものだということを示していただけるようにしたいと思いますのでさせていただきますので

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	年のための確認なんですけれども、こちらは品質も臨時面とシステムの計画 6.2 の
0:29:55	ちょっと要員の力量確保及び教育訓練といったところで考えていらっしゃる力量確保するために教育訓練を行う講じるということの意図として実施されるという理解でよろしいですか。
0:30:15	はい、日本原燃のハヤミでございます。はい、液相通り要因の力量確保のもう決定して実施するものとなります。
0:30:24	規制庁のフジワラです。わかりました。続きまして、管理の部分。
0:30:31	になるんですけれども、41 分の 26 ページ。
0:30:37	今日の御説明目でもあったかと思いますが、
0:30:43	審査基準が別途管理の場合はなくてというところで、多分内見なれてこの 2 ポツのところには計画の話ですからということで記載されたところが一番関係が最も深いだろうというふうにされて整理をされたというような説明だったかと思えます。
0:31:00	ねえ。実際計画の話ですので、ここに整理されるのも理解はしています。ただですねところの計画に対して審議するっていう話がこの十条の絵と信じり事項のところに入っていると思いますので、そういう意味では、
0:31:19	5 ポツの講ずべき措置。
0:31:22	審議するといったところについてで江府べき措置といったところにも整理されてもいいのかなというふうに思うんですが、想定についてはいかがお考えですか。
0:31:36	はい、日本原燃のハヤミでございます。
0:31:41	はい。
0:31:46	変更内容プラスしていると最も適切な
0:31:49	ただ今回提起 2 ポツのほうに関与させていただきましたけども、今ご指摘の通り、審議する内容はその計画の中身ですね計画として構造的措置として、適切な内容が反映されているか、そういった形でのシミズになるというふうにご考えてございませんので、
0:32:08	5 ポツにも関連するというものとして、こちらの方にも答弁の追加をさせていただきたいと思えます。
0:32:19	規制庁の藤原です。よろしく申し上げます。
0:32:22	続いて、
0:32:25	31 条の変更についてなんですけれども、
0:32:30	今 31 条のところは気体廃棄物ということで、
0:32:37	11 号のポツのところの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:40	気体廃棄物関連のところ整理されたということなんですけれども、その前に入れると何度か説明があったかと思います 41 条のほうをの別途線量当量等の測定の表示については別途第
0:32:55	9 項の 9。
0:32:57	ポツですかね、こちらで整理されたということであったかと思えますね。最初との関連と再処理等の管理というのはもともと許可のときに、許可の規則の解釈。
0:33:12	の
0:33:14	放射線管理施設、
0:33:16	の部分への対応として、この部分で対応せとその対応から、本規程にも別途規定するというふうにされているってところを考えると、こちらの 31 条の変更も、9 号の 9 ポツに関連するのではないかと思うんですが、
0:33:33	その点はこういった整理になってますでしょうか。
0:33:40	はい、日本原燃のハヤミでございます。
0:33:56	はい。この条文自体の記載で 31 条の記載自体は江府中ですね、設備に関して管理するということで、その結果を表示するということで記載を計上させていただいてございます。
0:34:12	ただの御指摘の通りこの法律をした結果を踏まえて、の結果に基づきというかね、結構その結果として、41 条
0:34:25	あと、
0:34:33	41 条の当線量当量等の設定に繋がるということでございますので、こちらも、すみません。
0:34:45	31 条 2 項が 9 ポツの津浪防護上の必要な措置に関連するものとして条文のほうを追加をさせていただきたいと思えます。
0:34:58	規制庁の立原ですよろしくお願ひします。その際に今日説明に変わった部分なんですけれどもその 41 条のところ記載が何か二つぐらいされていてという話があって修正しますっていうふうに説明されていたと思うんですけども
0:35:14	多分第 9 号の 9 ポツと 11 号の 6 ポツって書いてあるところの部分だと思うんですが、これはどう修正する方向なのか説明していただけますか。
0:35:26	はい、結構、日本原燃のハヤミでございます。こちらの提供に 41 分の 9 にありますと上のほうが第 1 号、9 ポツ、それから下のほうが 11 をなぜ別だけの記載になってございますけれども、今回両方に関連するものとしてちょっと分けて記載をして入れて車。
0:35:44	で、平均でここに反映したかを見せてってどこに具体的なその範囲内を示した変更内容を示すと PP とところで、こちらのほうの米州期待しておりますので、そ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ういう意味では両方ですね、平均をするという形になっての修正が適当というふうに考えてございます。
0:36:04	時ような記載をしているのが、
0:36:06	ちょっとその次のページですと、9 ページ。
0:36:11	いう形で推定して記載してございますので、これに合わせた記載に修正させていただきたいと考えております。
0:36:22	規制庁のフジワラです。30 ページのとは 41 条のところの変更点と同じように修正されるということで理解いたしました。
0:36:34	関連してなんですけれども、管理のほうでは規則の解釈に
0:36:41	明確に記載があつて表示する話があつてということで対応されている部分で
0:36:49	廃棄物管理、
0:36:50	すいません放射性気体廃棄物のところで放出に対しての
0:36:57	関係で、えっと被ばく線量に換算して表示するといった話が今回変更点として入っているんですけれども、こちらについては再処理ではどう考えんっているのかするのかわからないのか、どうお考えになられているのか御説明いただけますでしょうか。
0:37:16	はい。日本原燃のハヤミでございます。加藤。
0:37:22	資料にはなるんですけれども。
0:37:28	再処理施設とそれから廃棄物管理施設の機械の計 5 のほうでも記載してしております
0:37:39	これは経営線量当量等の表示につきましては、
0:37:44	再処理施設についても、
0:37:47	最終施設環境監視設備というものがあるということで、
0:37:53	事業規則のほうには表示について反映されて、
0:37:58	いないと、規則の解釈ですかね、に反映されていないというふうに考えてございました。そういった観点で、保安規定のほうには反映はしてございませんが、表示につきましては、廃棄物管理施設と同様に実施をさせていただくということで考えてございます。
0:38:18	規制庁の藤原です。その場合にはこの保安規定のほうにも
0:38:24	同様に記載されるという理解でよろしいのでしょうか。
0:38:32	日本原燃のハヤミでございます。実際実施をするということもありますし、
0:38:39	その何ですかね。
0:38:42	だからに直接書いていない事項ではありますけれども、目的というかですね、その意味を含めた考えたときには、同様に保安規定に定めて実施をするということで、保安規定も補正をさせていただきたいと思えます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:00	規制庁のフジワラです。わかりました。その場合にも再処理についても別途管理と同じように、の部分に規定を入れられるということなのか、もともと発生が放射線管理施設というところからの
0:39:19	対応だったのでということで、放射線防護関係のところの放射線管理だったり、そういったところの上部に通気管継ぎ手こまられるのかっていったところはどうお考えでしょうか。
0:39:37	日本原燃がファイルでございます。
0:39:42	フリーステップ
0:40:01	すみません、古作ですとか聞こえなくなったんですけど、ちょっとどういう状況でしょうか。
0:40:14	日本原燃ハヤミでございます。おそらくこちらの方、声を聞こえておりますか。
0:40:23	コサクです。今は聞こえました。はい。その前の説明のところはずっと音が小さくて聞こえなくなったんですけど。
0:40:33	本町はすいません聞こえますか。
0:40:37	規制庁の内村です。と本庁の方もあまりはっきりと聞こえるちっちゃい声がちらちらというふうな感じでしたので、考え中なのかなと思って少し待っていました。
0:40:49	規制庁コサクです。そう想定したら改めて今の航路全体説明し直していただければと思います。
0:41:01	はい。日本原燃のハヤミでございます。
0:41:06	廃棄物管理施設のほうに今回変更と保安規定変更で追加をさせていただきます。
0:41:14	環境環境中の放射性物質の放出量まあそういったものの線量の評価結果の表示につきまして、土については、最終的に施設の方は事業許可等での記載はないものの、意味。
0:41:29	その実施目的を考えた場合には、最終施設についても同様に実施することが適当というふうに考えております。このため今回の保安規定のほうは補正をさせていただきますので再処理施設についても同様の表示を行うと。
0:41:45	ということで対応させていただきたいと考えてございます。そちらのベツ数3箇所についての確認ですねまだどの条文ですか。どこに記載をするかというところで今ちょっと回答させていただいて、
0:42:01	ちょっとすいません、市町村お待ちください。
0:42:24	すみません、日本原燃のハヤミでございます政党ちょっと反映箇所についてはすいません、いま一度確認をさせていただきますが、基本的に
0:42:34	廃棄物管理と同様に線量当量等の測定ですね。そういった条文のほうに追加をさせていただくということで考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:42:47	規制庁のフジワラです。そこでもう1点確認なんですけども、管理で低血糖放射性気体廃棄物のところで変更されたというのが、もともとその放射線管理施設の許可の部分でFでの対応という
0:43:04	ところは踏まえつつも、
0:43:08	主体は放射性気体廃棄物に対する測定っていう項目があってそこの絡みで、この31条のほうに変更をされているという理解でこちらを
0:43:22	放射線管理施設への対応ということではあるものの、
0:43:29	41条のほうであったりっていうところのその放射線管理のほうに入れ込まなかった理由っていうのはどういったことがあったのかっていうのをちょっと説明していただけますでしょうか。
0:43:48	日本原燃のハヤミでございます。
0:44:11	点検。
0:44:16	規制庁のフジワラでちょっとお答えづらい形で質問してしまったかもしれないんですけども一つちょっと言い直しますと、もともと許可のところで放射線管理施設のところの解釈に対応する部分として、この表示のことを考えられたと思います。
0:44:33	それを、本件のほうの規定に通していく際に、この二つに分けられた経緯ですね。
0:44:40	同じ放射線管理施設で補選防護の観点から追加していったものだと思うんですけどもそれを二つに分けたっていう理由を簡単に説明いただけたらと思います。
0:45:02	日本原燃のハヤミでございます。すいませんちょっと許可上の整理はあるんですけども保安規定ですね、もともとその系統測定
0:45:15	する項目というのを整理している。その中で31条では管理区域内の鎖線線量ですとか空気中の放射性濃度の測定等に用いているということで、また環境への放出については40
0:45:33	違う。
0:45:35	すみません、静的間違えました。41事項で、そういったもので31条で
0:45:43	放射性気体廃棄物の放出量の測定をしているということと、それを受けた線量の評価については41条のほうで実施をしているということで、それぞれ弁当測定した結果を表示するという。
0:45:59	整理が適当というふうに考えてございまして、31条と41条、それぞれに規定をするという形で今回変更してございます。
0:46:10	規制庁のフジワラです。それぞれの測定孔と測定に関しての記載をしている条文にそこを引っ張る形でこれこれに対して、表示をするっていう形で整理

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	をしていたというふうに理解いたしましたということは再処理のほうでもそういった整理されるということで、と理解してよろしいでしょうか。
0:46:29	はい。日本原電のハヤミでございます。はい。ちょっと先ほど説明が足りませんでして同じように、再処理施設について反映する場合はこのAと放射性気体廃棄物とそれから液体廃棄物がございます。
0:46:45	それと線量当量等の測定とそれぞれ測定をするところに対して反映する形で行って影響です。
0:46:55	考えてございます。
0:47:00	規制庁の梶原です。わかりました。続いて、41 分の 37 ページ。
0:47:07	の部分で、
0:47:11	予備電源の使用不能のときの措置ですね、こちらが今回 15 号のほうに整理がされているんですけども、
0:47:22	再処理の場合は非常電源系統の変更の部分については、第 6 号の部分で確か整理をされていたかと思えます。今日の変更点でも説明があったかと思うんですが、その整理を踏まえると、ここについても、
0:47:41	6 号の 4 ポツっていうのと、そう差の部分ですね。に対して関係するような気がするんですけどその点についてはどう考えでしょうか。
0:47:54	励んでのハヤミでございます。／の
0:47:59	日電源の確保ということで、
0:48:02	いうディーゼル発電機が手法な場合に、その代替のものを配備するということで作業管理の一環として実施をすると、一般公開は変更させていただいてございます。
0:48:18	作業管理自体の目的が廃棄物管理施設の保全を確保するための措置として指定をしているものということで、
0:48:29	操作に直接関連を関連づけをしなくてもよいのではないかと考えてこちらのほうに整理をさせていただいてございます。
0:48:43	規制庁のフジワラですねと最初の時の非常電源関係の変更との並びというか考え方っていうのをどう関係が得られてるのか、もう一応説明を求めたつもりだったんですけどその点についてはどう考えですか。
0:49:01	はい、日本原燃のハヤミでございます。はい。
0:49:05	そうですね。すいません措置としては作業管理として実施をするものではございますが、
0:49:13	いうディーゼル発電機申しました。
0:49:17	給電可能とするための措置については本来、
0:49:22	使用する予備用ディーゼル発電機に変わって監視ができるような措置を

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:30	手段を準備するということが目的になりますので、操作ですね、操作に関する事項のほうへ登録変更も4ポツですかね、に関連するものとしてそちらの方にも
0:49:46	条文のほうを追加させていただきたいと思います。
0:49:51	規制庁の藤原です。わかりました。では等で適切に修正をお願いしたいと思います。
0:50:01	もう1点管理についてなんですが、
0:50:05	13条の変更点のところ運用削除されている部分ですね、その部分がの整理なんですけれども、
0:50:14	前回ももとの情報のところで整理をされていてそこ関係しながらも今回操作の部分に整理をされたということでその辺り理解はするものの、今回変更するにあたって、いろいろ御説明いただきたい。
0:50:31	いただいてタナカで別途施設管理の中での運用で
0:50:37	計画であったり、また、劣化モードの評価であったりそういったところで担保していくから大丈夫ですって言ったような説明があったかと思います。そんな時に23条や25条28条の関係で、当大丈夫なんですよって言った説明があったかと思うんですけれども、
0:50:55	その関連という意味で言うと、
0:50:57	注5号の1ポツなんかや2ポツといったところに今関連する条文が整理されていると思いますが、そことの関連はどう考えていらっしゃるのかを説明してください。
0:51:15	日本原燃のハヤミでございます。
0:51:19	その他の13条のほうは受け入れの計画、その段階で病理を確保するという形の、そういった運用を行うということについて規制規定をさせていただいておりました。
0:51:30	ご指摘の通り、
0:51:33	こちらの管理ですね、もともと補修ができるように、そういった必要な措置を講じるということで規定をしてございましたので、その結果からすると、施設管理に関連するというような整理が適切かと思っておりますので、
0:51:50	こちらのほうに関連するもの規定記載のほうを追加させていただきたいと思います。
0:51:57	規制庁のフジワラです。
0:52:00	記載をしていただけるとのことなんですけれども具体的に言うと、中国法の1ポツ2ポツのところ辺りに今回の修正案とか修正ですねと変更点のところを別途記載されるという理解でよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:17	日本原燃のハヤミでございます。はい。ご指摘の通り、施設管理に関わっての1ポツの施設管理全般、それから、2ポツの長期へと。
0:52:33	経年劣化ですね関するものの一部として管理するものになりますのでそちらのほうに追加をさせていただきます。
0:52:46	規制庁のフジワラですとかありましたじゃあえっと修正をお願いしたいと思いません。
0:53:20	規制庁コサクです。フジワラさん音声途絶えたようですけど、規制庁のフジワラすみません担っているまでしゃべってしまいました。
0:53:29	失礼しました、規制庁の藤原です。
0:53:32	添付3で説明されていた汗説明されている②のところは、
0:53:39	これまでのヒアリングで確認しようとしていた平常時であったり、非常時であったり、そういったところの整理の状況という理解でよろしいですか。
0:53:52	はい、室長日本原燃のハヤミでございます。
0:53:57	そう。
0:53:59	雑誌で記載させていただいてございます。
0:54:04	規制庁のフジワラです。今回それと整理をされて非常用、
0:54:10	所内電源系統っていうのは非常用というふうに記載をされているものの、通常時平常時ですね、にこういった対策をして電源を確保してますよっていう話として別途操作で2系統整理されたという理解をいたしました。
0:54:27	とも設計想定事象等の関係の部分については、途中5号のほうで整理されているということで理解をしました。その理解でよろしいですかね。
0:54:40	はい。その理解で結構です。
0:54:45	そのフジワラです。わかりました。とか、私のほうからは以上ですが、その他分野とか規制庁から何かありますでしょうか。
0:55:00	ページのフジワラです。特にないようですので、次の資料に移りたいと思います。では2-3の資料の説明をよろしくお願いします。分量が多いですので、効率的に説明をいただければと思います。特に一部は、
0:55:16	以前にも提出いただいてヒアリングしている部分ですので、効率的な説明をお願いします。
0:55:24	はい、日本原燃ロックサカイです。資料2-03について説明いたします。この資料は前回の資料2の③から変更しております、前回は、
0:55:37	テントの表、今回のそのテントの表がこの資料2-03でしたが、前段の説明資料を追加しましたので、タイトルも変更をいたしまして、事業変更許可の保安規定安易な考え方でその整合性ということで、許可整合についての説明をする資料になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:57	いや、
0:55:59	主な変更点について全体について先に説明をいたしますと、先ほど言いました表の前に全体の説明資料を追加したものと、あと、前回の資料の表ですね、についてはここは今回変更する保安規定と影響かとの整合の説明資料、
0:56:17	そうでしたがしたが、こちらを添付 1-1 と廃棄槽が検定 2-1 というふうに修正しまして、まだ提出前であった規定文の今、
0:56:29	今回配当新規制基準の反映で定期保安規定にはすでに反映されているとして整理しているものについて、こちら浅部 1-2 と添付 2-2 ということで整理をしております。
0:56:43	あとですね、資料この場合、これまでは費用の所段落としてくりで色塗りをしてここが運用にかかる部分というふうな説明をしていたものにつきまして、それを所困って班員する運用が明確になるように色塗りを修正しまして、あとですね。
0:57:00	右の欄に整合性の説明について記載していたものですが今まではほぼアンケートのそごないということしか書いてなかったものにつきましてエリアと許可の記載をどのような考えで保安規定に違反したかということについて、
0:57:16	説明を追加しております。その資料の③の詳細を期待する上で、白いのがあるような分割品質の申請の考え方に記載がないものがありましたのでそちらにつきまして整合を図るために非常に根を④もあわせて修正をしております。
0:57:33	バイトについて順に説明をしていきたいと思えます。まず 2 ポツで、
0:57:38	許可内容反映事項の抽出とその整理の考え方というか方法ですね、について説明を記載してございまして、こちらにつきましては、変更許可の申請書の作成者から設計の前提条件とか全設計にあたっての運用の想定とか運用による評価条件の担保等、こういったものを
0:57:57	保安に係る運用 2 の要求となるものを網羅的に反映しまして、本券作成部署で先行して新規制基準配している他事業部及び対し事業者の保安規定を確認して、それは何か参考に関与しているということになります。なお書きなんですけど。
0:58:13	新設設備の運用ということで、現時点では抜き出しでは、まず地理的設置の維持管理も含めた話というのは、許可上には記載されていないんですが、パソコンは色塗りだけがそこは明確にはならないんですが、
0:58:31	これも後程保安規定に反映すべきものとなりますので、こちらについては施設工認申請ごとに整理しまして、保安規定に反映する予定でございましてそこは要求は抜けなく返すように整理する予定でございまして、3 ポツにつきまして、現在申請中の設工認との整合についてのものでございまして。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:50	施設工認の中で基本設計方針に介するで許可との整合性の記載整理はしております、この中の運用において担保するとしている事項と／つかそごがないということの整合についての説明ということになりますが、この運用において担保する事項。
0:59:06	問い現状版設工認申請中でありますので現状になるんですけど、運用により担保する事項として整理しているものとしましては、今回試算しない重大事故等除きますと、各整形基準事象の軽重に係る事項及び平常時の管理に係る事故。
0:59:23	というふうに整理されております。呑口各設計基準事象等の手順に関わる事項につきましては本資料の添付の表についてその範囲について注視して整理をしております平常時の管理に係る事項については、先ほどの2ポツに記載しました新設設備に関わる運用は第二段階の反映
0:59:41	反映するというのを
0:59:44	記載をしております、あとは管理区域入口付近の作成、線量当量等の表示とか通信連絡手順の整備、安全避難通路等と今回保安規定に反映するもの、もちろん表にて管理は整理をしているということになります。あとそれ以外の通常時の操作時の管理とか放射線管理、線量測定整備不足抵抗性とか、
1:00:03	その話になりますがそれはすでに停止しているというふうに整理をしております。
1:00:11	ということで現時点でこういうこういう状況になっておりまして、第2回申請のときにはこの認可された
1:00:19	鉄工2のほうも踏まえて設整合を図って全体見直すんですけど現時点では整合を図って整理して作成しているということに透磁率説明をしております。
1:00:32	続きまして、
1:00:35	4ポツにつきまして、
1:00:37	コメントになりました不法侵入防止についての扱いについての整合についての説明をしております。
1:00:46	ご質問補助装置が必要な区域の外側に設置している施設に係る方針に防止についての扱いの説明になりまして、ほかの表示に防止の対応とあわせて管理することとしております。
1:00:58	そのため核物質防護規定の要求を受けた文章に運用さだねということからコア半径には一本化記載をし、要求を記載していないこととしてというふうに整理をしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:11	またですね新規設計海外事業変更許可事項であるその敷地境界変更周辺監視区域の一元化の話にもありましたが、こちら第二段階であわせて反映することとしております。
1:01:25	続きまして5ポツでこちらが表についての伝え整理先へ展開も提出いたしました地再生利用の説明になりますが、点けこの記載請求で
1:01:36	今回は
1:01:38	重大事故大規模損壊竜巻対応の運用については今回申請についても部分的にも反映しないというふうに整理しておりますので、こちらについては、今回は一応中からは除いて、それ以外のものについて、許可との整合について説明しております。
1:01:58	続いて検討の表について、こういうこちらのポイントを絞って説明をしていきたいと思っております。
1:02:08	まず通し番号ページですね火災防護の項目についての整理になりますが、こちらは先ほど説明した通り2ヶ所は運営かかるような反映事項ということで
1:02:21	あと塗っちゃってIIを運用に関わる部分のみ修繕しております。説明につきましては、
1:02:29	資料2の呼んでいただき若干より遅れるとしたものを除きまして添付書実施基準に従って火災を結局非常に具体的な運用を定めるということで、
1:02:40	説明を記載しております。
1:02:45	すいません、ここですね。
1:02:53	前回スペース。
1:03:08	すいません失礼しました、えっとですね。
1:03:13	すいません今④として2で、
1:03:17	第二段階とするということで今回見送りとしたものの中で、Sumグラフィックこれこちらはその消火時の補助をしていないとなりますが、こちらについて正式の入りか質疑時間を要するというので、第二段階からということでこちら資料2の④に記載していなかったの、
1:03:33	そちらについて資料2-④今後修正しまして、3グラフについては、緑、こちらに出てくるものについては、緑でいろんな利用しているというふうにしております。
1:03:45	すいませんとですね、添付1のほうに認識論として何をお伝えしたかということがありますのでそちらのほうで説明をしたいと思っておりますね。
1:04:02	はい、すいません、こちらがあって実施基準になりまして、
1:04:08	貸さとか上下階防護計画で定めるとしている事項体制及び手順等のないように、右から許可のほうに記載をされておましてそちらの運用に係る容器ほと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	んど要求が包含されているということで、こちらは、それをまた反映内容としまして、これまで定めた火災発生時の措置の内容につきまして、
1:04:27	要員配置、教育訓練式だ配慮及び手順整備ということで、それをこちらを計画に記載するような実施基準というふうに整理をしております。続きまして各事象については添付 1 のほうで説明していきたいと。
1:04:42	思います。
1:04:53	通し番号 64 ページに行きまして 1000 についても同様に計画を策定するという説明を記載しておりますが計画の策定自体については許可上に記載はありませんが、こちらにつきましては、こういう許可状に運用に関する特有な要求として手順を定める要求、また、
1:05:10	今後も溢水防護とか為替井上防護に係る設備の設置に伴う設備管理の運用というか必要になりますのでそちらは分割を行う体制を整備して一元的に沿って管理するというので火災防護計画と同様に計画を定めて、そちらで管理をする 1 年間にするという方向で
1:05:27	計画を策定することにして整理をしております。
1:05:32	こちらも許可上手順等のないように運用に係る容器のほとんどが報告されておりますのでそちらを反映した実施基準というふうにして整理をしております。
1:05:44	甲楽城の漏えいに対する防護に対しても同様の整理となります。
1:05:50	続きまして、火山活動のモニタリング等ということになりまして、こちらは許可状はモニタリング個別での計画策定とはなっていませんが専門家の助言等分割にあたって、個別の体制の整備が必要になるということで、個別に計画を定めることとしまして、
1:06:10	対象をすでに記載されている活動を行った内容としまして、こちらも同様に、要員配置、教育訓練等を実施するというふうな実施基準と言うふうに整理をして脇に反映をしているんです。
1:06:25	続きまして、通し番号の 68。
1:06:28	ページで
1:06:30	ただ影響等についてですが、こちらにつきましても幹細胞計画同様の反映となりまして、計画を策定して、その中で管理をするというふうな整理をしております。こちらについて課題につきましても、許可上に自治体を
1:06:46	実施する主な手順の内容に係る運用が包含されておりますので、そちらを反映しました主な範囲内容としまして実施基準と言うふうに整理をしております。売れこちらへですね積雪の除去の運用と。
1:07:01	が、こちらに記載をしております。こちらにつきましては、重大事故の選定における前提条件として降下火砕物の重畳で積雪を従重大事故に至る前に除去

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	をするということに、が要求にありますので火山影響等と一緒に整理するのがよいというふうに考えまして、
1:07:19	こちらへ記載するように整理をいたしました。
1:07:24	すいません。ただこちら資料2の④の重大事故の至らない根拠となる運用の箇所それが反映できていないというので、資料2の④はちょっとまた修正できていないということなんですが、資料2の周りはもう合わせて修正をする。
1:07:40	修正をいたします。
1:07:47	続きまして、
1:07:51	通し番号71ページに行きましてその他自然災害ということで、水位がここは地震を対象として整理しております。許可状は計画の策定体制手順の整備といった記載は1に関してはありませんが、また評価に係る波及的影響の防止に係る記載があっても記載を踏まえた日常の管理において、
1:08:11	影響が生じないように追記すること、あとは津浪警報が発表された場合の措置の要求があり、事業工程を停止するという要求がありますのでそちらを追加するし、また今までのその地震発生時の確認等も踏まえて計画を立てて、
1:08:28	計画的に具体的なオオイシを定めて一元的に管理をするということで、こちらの計画を策定作成するというふうに整備しております。
1:08:40	意識いたしまして波及的影響のところまで定めた地震発生時の措置のアユ踏まえた資金というふうに記載を整理しています。
1:08:49	またですね以上の地震以来については、その他の
1:08:53	支援災害に関してだけ竜巻が該当しますが竜巻は治療医療もあるような行為で、第二段階で反映するというふうに整理をしている。
1:09:01	あとですねその他の事象については、許可上特有のその措置の要求がないものに関しましては、平常時の運転管理施設管理体制にて実施可能ということで整理をしましてそちらについては添付1-2のほうで採用して整理をしている、そちらで完了するというふうにしております。
1:09:23	あとですね、少し投資
1:09:27	少し戻りまして、
1:09:34	通し番号の29ページの
1:09:37	第三条第4条の
1:09:40	よく
1:09:42	添付書類の欄につきませんこちらその火災発生防止のところ2児童燃料の貯蔵についての記載いろんな利用しておりますがこちらは7日間のちよどの要求をここでは書いているわけではなくて貯蔵設備の火災防止の措置の設計の要求なんですが、ここは少し色塗り

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:59	記載をしているような影響したのが適当ではなかったということです。そこはすみません修正をしたいと思います。
1:10:06	あと、
1:10:09	日番号の 33 ページの通信連絡での記載になりますが、
1:10:18	こちら、すみません、許可上の要求でブザーメードという通知して
1:10:26	しき業者または指示等の連絡をだめ露頭によりってという記載がありまして、このブザーメードというのは今回申請の保安器の警報装置へ記載しているものが該当するということになりますが、こちら第 1 回申請としましたが、評価上想定した正式な
1:10:45	5 装置というのを設置までに時間を要するというので、こちらにつきましては補正をして現時点では、その警報装置を削除させていただきたいと考えています。その警報装置の正式な兼務装置設置までは別に警報を鳴らす等で運用しまして、
1:11:01	まだ維持段階で警報装置を設置後に项目的そちらも対応してちゃんと正式な装置で計を流すというふうが付帯と考えております。
1:11:15	添付 1-1 につきましては、の説明は以上になりまして、
1:11:25	続きまして添付 1-2 に行きまして、
1:11:35	こちらにつきましてはよう反映事項を規程として整理しているものになりますが、まずですね通し番号の 77 ページからですね、
1:11:46	ここで整理しているものにつきましては、
1:11:51	えーとですね第 3 章の再処理施設の操作の要求を受けた品質マネジメント文書に基づいて管理をするということで須磨校に記載をしておりますのは、
1:12:00	さらに安全性向上措置実施する改正中性子吸収した配備とかウラン粉末を密閉した系統及び機器単位での取り扱いプロパンガスボンベのパワーポイントのその一般的な安全管理事項詰めにつきましては、第 3 章の
1:12:15	再処理施設の操作の要求を受けは日々つまりイベントみたいに基づいて管理するというので整理をしております。
1:12:28	82 ページと 3 が 82 ページに行きまして、
1:12:33	すみません、こちらは先ほど説明をしておりましたが、各事象のときの特別な要求ではないような再処理施設が損傷した場合の施設の修理とか機能維持に必要なメンテナンス等につきましては、こちらの施設管理
1:12:47	の保安規定第 5 章施設管理の要求を受けた品質まで資源との位置に基づいて管理上実施するというので整理をしております。
1:13:01	当初 89 ページに行きまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:06	増益受け皿における大飯の有無の監視とか漏えい液の回収とか工程停止の洗浄監視設備の切り換えというのはこの再処理施設の実装操作に当たるようなものにつきましては保安規定第 26 条、当社の次回以降に第 1 項に記載されております手順書の作成ということで、こちら操作手順書というものを作成をしまして、
1:13:24	そちらで実際に減少に基づいて操作を実施するというのでこちらで管理するというので整理をして、
1:13:35	後以降ですね、フィルタ交換時の健全性の確認とか答え規律の保管廃棄等の廃棄物の性状確認とか、個別標高に関係が区画そちらで整理をしておりますが
1:13:46	一般的にはその文書体系としてはその操作で廃棄物に係るいかにとしては 2 次文書の保安規定のULともかく品質マネジメント文書にて管理するというのと、募集及び公衆で使用する化学薬品の管理内部発生飛散物の発生防止等の作業管理以降につきましては、
1:14:03	施設管理のうちの作業管理ということで、こちら文書の施設管理要領と株品質マネジメントも一緒に管理するという整理をしております、こちらは規定ということで整理をしている内容になります。
1:14:17	資料 2-1 資料 2-2 につきましても、廃棄物管理施設になりましては基本的に同様の整理となりまして、管理、このように管理をするという説明になります。資料 2 の③の説明は以上になります。
1:14:34	規制庁の藤原です。それでは 2-3 に対する質疑を行いたいですけれども見本 3 と 2 の要はへと一緒に説明を行うといったような
1:14:49	説明の流れでかと思いますが、今の例として、2-4 も説明されたというふうな理解でよろしいのでしょうか。
1:14:56	日本原燃酒井です。資料 2-404 のほうにつきましても、すみません、設計から説明したいと思います。
1:15:05	よろしいでしょうか。
1:15:08	規制庁の藤原です。説明を 2-4 の説明をお願いします。
1:15:13	日本原燃酒井です。左の④について御説明をしたいと思います。こちらにつきましては、修正点、前回から変更点の時箇所というふうになりまして、先ほど説明しました通り、資料には③の詳細を記載するにあたって、分割の考え方に記載がないものを集計をしているということになりまして、
1:15:36	先ほど説明しました。この聴覚
1:15:40	消火時に使用する補助的に使用するサーモグラフの記載ですとか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:47	地震の時外部衝撃のうち、地震の揺れについての範囲について、この丸々期待していなかったのですがこちらについても整理をして記載を、
1:15:56	ということと、
1:16:04	先ほどの美観
1:16:07	健康装置で記載ですが、組成するといった話になりますが、こちらについて、
1:16:11	第 2 回に移るといふふうに変更をしております連結ちよとした危機が
1:16:22	あとすみません先ほど清潔旅館の意見の反映がされておられませんのでそちらは集計をするということと後です。すいません、20 ページの
1:16:29	一番最後の 20 ページになりますが、こちら規程というふうに関連事項を規定というふうに整理をされていますが、こちら今回反映をしていることで間違いですので、こちら便ということで修正をしたいと思います。
1:16:42	資料 2 の④の責任についても一部になってます。
1:16:47	規制庁の藤原です。では資料 2-32-4 に対して、規制庁からの
1:16:53	確認等を行いたいと思います。まず私のほうから何点か確認をさせていただきます。まず 2-3 について、136 ページ分の 31 のところで、前回のヒアリングで、
1:17:09	一度お伝えしていたと思うんですけども、
1:17:13	冷却期間の関係の変更されるところでの
1:17:19	結局本文の記載箇所なんですが、今、4 の再処理施設の位置構造及び設備といったところを記載されていますが、3 年の再処理を行う使用済み燃料の種類及び再処理能力のところにも、
1:17:35	この別居機関等の記載があったかと思います。その点についてはどう考えましょうか、整理の状況を説明してください。
1:18:00	規制庁の藤原です。日本原燃聞こえてますでしょうか。
1:18:05	ハヤミでございます。はい、すいません、／。
1:18:11	理科期間のところですね、現在資料上は 4 ポツの最初に、既設の 1 項の設備、こちらの方を委員としていただいておりますので、
1:18:23	ご指摘の通り散歩近隣の影響が趣味。
1:18:28	ちょっと別の
1:18:32	Aのところにも同様の記載がございます。そちらを切つての変更にもなるということですのですいませんそちらのほうは興味資料 2-3 のほうに反映を進めさせていただきますしたいと思います。ちょっと範囲のものに取りました。申し訳ございませんでした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:50	規制庁の藤原ですよろしく申し上げます。と相殺に別表 29 のところの変更も同じところの記載がされるべきだと思いますので、別表 29 の変更箇所についても同様の修正をお願いしたいと思います。
1:19:08	はい、日本原燃のハヤミでございます。はい、f29 の記載のところも同じような、同じように修正させていただきます。
1:19:17	規制庁のフジワラです。続きまして、多くでお伝えしたいんですが、まず規程で読めるとしている部分の説明資料は今回初めて確認させていただいたんですけども、こちらの資料について、
1:19:36	添付 1-1 に関しては別途 2-4 との分割申請の方針の徳間考え方の資料との関係性なんか確認しつつ、
1:19:48	両方ともに反映修正等を行っている状況ということは理解したんですけども、1-2 のほうのですねこの規定に
1:19:56	で読めますといったところの箇所については、
1:20:01	どうぞ。
1:20:03	今回変更点があるところに関しましては、
1:20:06	先生でもともと理由と変更の理由なんかでも概要が示されていたり、基本的に変更があるので、ここの部分にこれをここで許可でお約束した部分を
1:20:20	規定しようとしてるんだなっていうところがわかるんですけども、
1:20:24	規程で見ますといったところについては、実際この条文のところで、こういったものをつけていうところを少し説明のところに説明を少しされてはいるものの、別途何を
1:20:39	どの項目を別途読めるとしたいのかっていったところがなかなかわかりづらくて、2-4 との兼ね合い
1:20:47	もう綺麗に紐づけがされていないというふうに認識しているんですけども、
1:20:54	等でまたこの
1:20:57	資料の中で、今回変更点。
1:21:00	として規定している部分の記載と重複しているところがあったりといったところがあるんですけども、この今の規定で見ますと言っているところの整理状況は 2-4 との兼ね合いも含めて、こういった状況なのか説明していただけますでしょうか。
1:21:20	はい。日本原燃のハヤミでございます。
1:21:25	堰堤の
1:21:27	フチノ着、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:36	森のほうで整理をさせていただいております現状既存のその保安規定の中でやってみて管理ができるとしているというところでございます。当期ちらのほうは
1:21:49	越境パンすいません資料 2-4 ですね。ええとしたものはそちら大枠では引き上げ等整理をしたものを踏まえて、こちらの方に対するものは整理をしていくというところではございます。ただしちょっと今の並びがですね、
1:22:10	ちょっとバラバラと記載をしているところであったり、或いはそのどういった項目が配送で管理をする。
1:22:18	何ができるとするかっていうところの説明がですね、いろんな条文がある中でとして説明がちょっと足りていない。
1:22:27	いうふうに
1:22:28	ところがありというふうにつけました。
1:22:31	ですのでちょっとそのことについては、この資料 1-2 をですね、もう少しわかり易いかぶせていくと修正させていただければ、今日資料 2 の④との関連、そういったものを明確になるような形で
1:22:48	記載の整理、1 であったり、宿命資料持つていくかを PAR 説明の記載の追加ということを見せていただきたいというふうを考えております。
1:23:01	規制庁の藤原です。わかりやすく修正していただけるとのことなんですが真似のために、ちょっと何点かお伝えするとまず説明があった部分ですので大丈夫なんですが、基本的に定期的な施設管理の中、
1:23:17	で行う作業で
1:23:21	読めるんですって言った部分については規定のほうで読めるとして整理されているというふうに今回の説明で理解をいたしました。当そういう意味では、別途規定のところにも溢水や化学薬品とか火山の話が出てきていいるものの、
1:23:38	この中でも、そういった全般的な設備に対して行う定期的に行うような施設管理っていうものは規定で読むとしているという理解でよろしいですか。
1:23:52	はい、日本製のハヤミでございます。はい。その理解で結構です。
1:23:58	規制庁のフジワラです。わかりました。あとなんですが、先ほど少しお伝えしてましたが今回の変更点のところ規定していて、その部分ですと示されている許可の本文のところと、かぶっている記載がありますよといったところがあったかと思うんですけれども、
1:24:16	例えばですが、67 ページ通しページの 67 ページと 83 ページで言うと、火山の影響を考えると 67 ページでは、青色の
1:24:32	文字になっている安全機能を有する施設はから始まる。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:36	7行ぐらいですかね7局80ぐらいのところが青色での文字で示されていると思いますが、これが83ページでいくと時規定で読めやすっていったところでも同じような色塗りになっています。こういったところもですね、どこの部分を規程として、
1:24:54	読めるとしたいのか、今回変更点として、規定しようとしているのかっていうのがきちんと整理がわかるように示していただきたいと思います。
1:25:06	続けてすみませんもう1点お伝えすると2-4との関連でいくと、第83条の整理なんですけど、136分の100ページのところに、
1:25:21	2-3の資料ではなっています。
1:25:23	その部分、
1:25:25	が
1:25:30	資料の4ば
1:25:39	25-11ページのところで記されている事業、二つ目の部分ですかね保管廃棄施設のところで書かれている分なのかなというふうには理解するものの、83条のところの説明に
1:25:56	ある。
1:25:58	やっぱりですか。
1:25:59	そこで言うと、
1:26:02	性状の確認をしますという話があり、非常におよんでは線量を図ります。
1:26:09	質量を管理しますっていう話でちょっとずれていると、そういったところもあってですね、実際に-4と関連して2-3のほうの規定特に規定の部分、修正いただけるということなんですけど、本当に2-4、
1:26:25	どの部分なのかっていうのが理解できるように、その辺の言葉もですねきちんと合わせていただくようにしたいとしていただきたいというふうに思っています。
1:26:40	はい、日本原燃のハヤミでございます。今の御指摘がありましたように資料2-3として2-4、こちらのほうの関連で二つもどかが該当するか、そういったものがきちんとわかるようなつきまとうで修正をさせていただきたいと思います。
1:26:58	ちょっとその前にお話のございました同じ条文のところを教え許可でですね、同じ部分を2種類の色で塗っているというところでございます。ちょっとこちらの
1:27:16	本文のほうの記載がですね、ちょっと
1:27:21	具体的ではないとまとめたような記載になっているものが天空のほうでちょっと具体的に御展開をされているというところがございまして、決定後に許可の件分で見たとときに、今回保安規定のほうに反映すべきものとそれから。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:38	時規定の中でも管理ができると、そういった形で整理をしたものというふうにならば二つに分かれているところございませんで、ちょっとそういう観点で本文としては、
1:27:49	そこ弁体ですね本部を含めている論理をしようとする、ちょっとを始めるのところにひもづいてしまうというようなところが一つある。
1:27:59	そこはすみません整理上の悩みでございました。
1:28:03	場合によっては、こういったところはですね。
1:28:07	時とところでいきもつけて整理をしているんですけども、両方に関わるようなところは、具体的な反映箇所ではないというか、緩和できるので、例えばPROモデルのままにするといったような形で修正をすとか、そういった形の例で
1:28:24	見たときに層がないようなページの仕方をちょっとさせていただきたいというふうにご覧いただけます。
1:28:32	規制庁の藤村です。
1:28:37	わかりやすいように検討していただけるということですので、ただ黒い色にしてもえといいかと思えますし、またこの説明欄をせつかく設けていますので、こちらで状況付記するであつたりとか、本文では、
1:28:53	こういった大枠のことを言っているの、憲法の中での個々についてを規定で読むとしたとか、規定したとか、そういったところが記載されていれば、別途そこを読んでなるほどねと、理解ができるっていうところもあるかと思えますので、もいるわけ。
1:29:09	山川先生、あと説明欄、そういったところを活用していただいて、どの部分を本当に規定したいのか、規定しているとしたのか、そういったところをわかりやすいように整理をしていただきたいと思います。
1:29:26	日本原燃のハヤミでございます。はい、結構
1:29:29	助言いただきましたようにちょっとわかりやすい形になるように、ちょっと工夫をして資料の方整理をさせていただきたいと思えます。
1:29:41	規制庁のフジワラです。続けて事実確認等を行っていきたく思えます。続きまして、通しページ 93 ページの
1:29:51	制御室等について規定で読めるとしている居住性の確保の部分なんです、
1:29:58	こちらについては、今回の変更として規定している体制が整備の中で居住性の確保なんかも書かれていたと思えますがその点の整理についてはどのような感じになっているのか説明していただけますでしょうか。
1:30:17	はい、日本原燃のハヤミでございます。
1:30:19	ちょっとこちらの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:30:22	負担して 132 ページ 3 ページのほうに規定っていうのは中央制御室としての こういった結果としての管理として、こういったことで、
1:30:40	珪長質の
1:30:47	循環系等につきましては、そういった設備構成を踏まえて来といった形ができ るといことで、そういった運転については一定の
1:30:59	中で管理するというふうに考えてございます。一般の
1:31:04	さっきの火災、
1:31:06	ただですね、火山影響、そういった中でも、その基本適正な影響を防止するた めの措置として、この気体廃棄物の
1:31:16	中期の本県の切り換え等を実施するということで記載してございますので、ち よっと整理としては、もともとが
1:31:26	その方から影響がそういったものに限定をされるっていうか、広く
1:31:34	制御室のそういった運転管理としてそういったことができる、それを活用する といかですね、それを使って、その火山影響等防止する。そっちも実施をする というそういう整理になるかと思っておりますので、
1:31:51	その辺の関係がわかるように、ちょっと記載のほうへ説明の記載とす輝石とい う形で、資料のほうへ反映させていただきたいと思っております。
1:32:05	規制庁のフジワラです。
1:32:07	わかりました基本的には規程で読めるとしているところになっていて今回体制 の整備の中の一連の作業等でそんなことで少し見えるようになっていという ふうに理解いたしました。
1:32:25	少しそうですねわかりやすいように、何か工夫して修正をお願いした記載を少 し追加する等、お願いしたいと思います。
1:32:35	続いて、
1:32:43	添付のところのですね、地震の話があったかと思っております。登録のところ で地震が書かれていて、その中で随件事象として、津浪警報の話。
1:32:58	もう少し入っていると関係するところといか許可での添付のところとして、重 大事項等の対策のところを記載されていて津浪警報が発生したアップされた 場合にといったところが書かれていますと、この点については、
1:33:16	この
1:33:19	添付での扱いとか、資料 2-4 での整理っていうのは、どういうふうに考えられ ているのか。
1:33:26	ていうのを説明いただきたいのと、そもそもこの添付 8、
1:33:31	の記載はあるものの、これは本文ではなかったでしたっけっていうところがあっ て、おそらく

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:41	前兆事象として把握できるものというような話の中で書かれていた気がします がその辺の整理はどうなっているでしょうか、説明をお願いします。
1:34:02	最初にサカイです。ええとですね。
1:34:05	先ほどの
1:34:07	おっさん警報な
1:34:09	話につきましては、
1:34:11	資料2の④においては、押し談合の月払い12ページになります。重大事故に 至らない根拠となるよということで、こちらにすいません記載をしていないので すけどえばこちらで
1:34:25	津波警報が出たときには、工程を停止するという、こちらで扱うようなものとし て、来最適という
1:34:32	考えておまして、こちらに反映する修正をする。
1:34:40	というふうに考えております。
1:34:46	慶長のフジワラです。
1:34:48	その場合に反映時期をというふうにこの記載だとなってしまうんですが、それ との関係はどう考えていますか。
1:34:57	すみません。そちらにつきましても、経理はなくて今回反映するというのでこ ちらについても修正をしたいと認めます。
1:35:08	規制庁のフジワラですわかりました等では2-4のほうの修正もお願いしたい と思います。その時にですね、同じような部分で、台風についても前兆事象の 把握における対処があったかと思います。
1:35:21	本文にあったかと思うんですけれども、その部分をどこで整理しているのか説 明いただけますでしょうか。
1:35:39	日本原燃の／ハヤミでございます。
1:35:51	はい。
1:35:55	右側につきましては、別途資料を
1:36:03	資料4っていうところのできれば17ページですね、技術的能力。
1:36:12	重大事故共通
1:36:15	ところですね、こちらのほうに、そういったものと思われるものとして、
1:36:22	影響してございまして、次回以降に反映が必要かどうかというところで整理をさ せていただきたいというふうに考えてございます。
1:36:34	規制庁の藤原です。そこの津浪警報の扱いの違いはなんでしょうか。
1:36:49	日本原燃のハヤミでございます。すみません、ちょっと整理をするというふう に考えてはいたところはあるんですけども、ご指摘の通り対抗でき

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:03	ちょっと整理は確かにこういう形なんですけども、位置付け的には太田波警報と同じように、前兆事象を／設備的に遅れができる露頭の利益を重大事故等に至らないように、ネットで管理をするなど。
1:37:21	整備するほうが適切かと思imasるので、そちらについてはちょっと
1:37:28	先ほどの
1:37:31	ある傾向のところとあわせて、合わせてもし
1:37:36	ページをちょっと主な位置付けの方すいません修正をさせていただきたいというふうに考えている。
1:37:46	規制庁のフジワラです。今の
1:37:50	ご返答からすると、
1:37:54	136 分の 71 とかで示されている地震のところを、地震の限定としせずに、その他も読めるようにしてその中に開放も入れるっていうような
1:38:06	検討をしていく方向なんでしょうか。具体的に少し教えてください。
1:38:15	はい。日本原燃のハヤミでございます。
1:38:20	はい。
1:38:23	今ちょっとあの地震に限定されたような形になってございます。／29 条の 6 ですかね、その他自然現象というところで、その中で結果として、独法と地震という形で整理をさせていただいているんですけども。
1:38:39	本来ここにはもうその他の事象として、今後今回はちょっと見送りましたけども、竜巻対策、しかも帰ってくるということでございます。等でその中で、こういったその他の事象についても、広く起点原石して、
1:38:57	対応している方が結構かと思imasるので、29 条の
1:39:03	すみません、そちらのほうで広すぎる
1:39:08	そういったものも
1:39:12	れるという形で
1:39:16	やっぱり地震等という形で、そういった形で情報の方に期待をすると。
1:39:21	ことで変更させていただきたいと思imas。
1:39:24	その上で添付 1 につきましては、それを実施するにあたって、特に等管理を必要とするようなもの、地震であれば、その位置付けであるとか、解釈以外はございますので、そういったものを入れて、全体の
1:39:40	教育訓練資機材、そういったものが必要なものについては、6 ポツの県域の方で具体的に検査をさせていただくと、最後につきましては監視の強化と、或いは固縛というかねそういった飛散物にさらに
1:39:56	挨拶をとるということが地球の解釈に決し項目になると思imasたので、そういったそれは通常の保安活動ですかね道代ってやっていく活動として、特段変

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	わるところがないというふうに思っていたものについては具体的に添付-1のほうには展開を
1:40:15	以内で形にはなりますけども、全体としては、支援差異がまた常現象な壁へと思われるような
1:40:26	はい。そういう整理をさせていただきたいと思っております。
1:40:32	規制庁のフジワラですとでは本文のほうのその他のところに、台風なんかも含め、別途添付の中の6の地震っていうところも地震等ということで、そういったものを拾える。
1:40:47	表に記載を変更されるということで理解いたしました。
1:40:52	今回津浪警報のときも、というところが本当にあの地震の随件事象としてちょっとした記載施行されていなくてももちろん対策としてはそんなに変わるようなことはないのかもしれませんが、このまま等の中に津波っていうものも入っていいのかなというふうな気もしますし。
1:41:12	その辺りですね、
1:41:15	自然事象に対して取りこぼしがないように、今来てる読めるとしているところは、本当に定期的に行うと施設管理、そういった中で読めるものって言ったところかと思えますんでそこから少し、ちょっとはみ出るもの。
1:41:30	その事象に対しては、こちらで読めるようにというふうに適切に反映をさせていただきたいと思えますので、別途検討いただきたいと思います。
1:41:42	日本原燃のハヤミでございます。承知いたしました。
1:41:48	規制庁のフジワラです。この点に関連して何点か確認をしたいんですけども、
1:41:55	のための確認なんですけど、火山モニタリング等、
1:41:59	の等々っていうのは何を含まのか説明いただけますでしょうか。
1:42:13	日本原燃のハヤミでございます。
1:42:16	こちらの火山モニタリングと記載してしまう等としてございますので、／ばモニタリング等の中には当然その火山活動モニタリングをするという監視行為がありますし、その結果を受けて、
1:42:36	専門家の助言等を踏まえて措置。
1:42:40	人H指示を出して、そういった
1:42:43	活動が含まれますのでそういった意味でモニタリングポートというふうな記載をさせていただきます。
1:42:52	町のフジワラです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:54	わかりました見るだけではなくてマトリクスするだけではなくてその他もろもろの活動が含まれているので、活動のモニタリング等とされていることで理解いたしました。続いて設計想定事象への対象について、
1:43:11	火災については、その計画が
1:43:15	火災防護。
1:43:17	計画。
1:43:19	ですねと言った具体的な名称が出てきているんですけども、それぞれの項目については今単純に計画っていうふうに記載されています。この
1:43:30	部分についてこの計画の名称っていうのはもう決まっています、別途明示することをなんでしょうか。
1:43:36	説明をお願いします。
1:43:41	はい。日本原燃のハヤミでございます。その下ですね、火災以外、
1:43:51	先ほど言いましたの火山モニタリング。
1:43:55	と火山活動のモニタリング等、そういったものについては銀行景況案ではございますけども、保安規定の各ケースを記載して、それを名前とした計画を策定ということで、
1:44:10	と考えてございます。
1:44:15	手帳のフジワラです。具体的な名前っていうのはあるのかどうかっていうのをお聞きしたいんですけどもその際に、2次文書等そういった位置付けも含めて説明をしていただきたいんですけど、この点についていかがでしょうか。
1:44:30	はい、日本原燃のハヤミでございます。
1:44:36	上がん不履行家財冒険短いにつきましては、火山活動のモニタリング 29 条の 4 であれば、火山活動のモニタリング等の体系の整備に係る計画、
1:44:47	それから 29 条のほうであれば、パターン生協等発生時の体制の整備に係る計画、
1:44:55	それから
1:44:57	19 条の 6。
1:45:00	であれば、その他、
1:45:03	自然災害等発生時の再掲の警備の計画、
1:45:07	別置きして現場とかすいません戻りますけれども、
1:45:13	29 条の 3 であれば、一斉及び化学薬品の漏えい発生時の体制の整備に係る計画、そういった名前で策定をするということで考えてございます。
1:45:25	道文書との関係でございますけども、こちらの計画と言う形で策定するというふうに考えてございまして、／規程の二次文書については、教育委員会は、
1:45:39	ではないんですけども、既存の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:43	標準類ですね、それを言ったの二次文書として受けた上で、それに基づいて活動の計画を策定をするといった形で補正予算がございます。
1:45:57	具体的にスピーディー推移ですとか、それから、
1:46:02	火山モニタリングそれから抵当火山影響等、そういったものについては、
1:46:12	規定電源を
1:46:14	それを二次文書とした上で、
1:46:18	その下に
1:46:21	それを受けて各活動の計画を策定するというはずでの体験も考えてございまして、
1:46:30	こちらのほうは例えば
1:46:32	保安規定。
1:46:35	これは／規定という容量の関係する条文として、
1:46:40	第3章全般が関連する形で整理をしてもおりますので、今回土木の追加を行った行方上でその部分については特段変更は必要ないということで、ほかの変更の申請に向けて、
1:47:02	規制庁助成、
1:47:05	よろしいでしょうか。規制庁のフジワラです。
1:47:09	もし食うの時にはですね、火災防護計画等、その他の自然現象が自然事象等をまとめて異常事象対策要領といったものが
1:47:22	考えられていたようなのですけれども、それと同じ整理はされないということですかそれともそれと同じ整理に
1:47:30	するものってということなんでしょうか。今の説明がちょっと
1:47:34	いろいろと説明をいただいたので理解がしづらかったんですけれども、
1:47:40	今1000日本原燃のハヤミでございます。圧縮機の加工施設ですねにつきましては、
1:47:50	その火災防護計画、それから、
1:47:55	その他自然減自然現象等に関する対応につきましては、日文章の中に直接規定をすると。
1:48:04	いう形の整理というふうに認識してございますのでちょっと今回再処理施設については、
1:48:12	そういうふうにするかというところで検討したんですけれども、
1:48:17	最初施設の方で類似の条文として29条の2の体制の整備へのみならず交流電源教育機能搭載喪失の体制の整備に関する計画、
1:48:30	それらがございましてそちらと同じような位置付けですね、そちらで整理を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:38	したほうが社内への 10 ぐらいですかね。こちらのほうで管理がしやすいのではないかとということでちょっと濃縮事業部の方とは少し整理の仕方が違うんですけども、今の再処理ではそういった形で
1:48:54	対応したいというふうに考えてございます。
1:49:08	規制庁のフジワラです。濃縮とも同様の整理はされないということなんですけど、今までの説明からすると、それぞれの条文の名称というか、それを
1:49:22	つけたような計画を考えていて、今のこの保安規定には計画とだけ記して、
1:49:31	実際の計画書の名前等は別途記載されないということでしょうか。
1:49:42	はい、日本原燃のハヤミでございます。はい、現状はその計画書の名称等は、保安規定には記載しないということで考えてございます。
1:50:01	規制庁の藤原です。その際に今保安規定に規定基本規程の中に示されているその二次文書等の中ではどこにどこにひもづくって理解でいいんですか。
1:50:18	はい、結構、日本原燃のハヤミでございます。はい。今保安規定のほうに記載している二次文書ですねの／聞いて運用要領等については、／規定を受けた上で、／奇形例えば 29 条の
1:50:35	3 枚 4 そういったところにいるところの計画がどういった計画になるか、その名称等ですねその中でひもづけを行って、その体系でその繋がりの方を明確にするような形で、
1:50:51	その全体の体系がきちっとハープできるかというて
1:50:57	規定をしていくということで考えてございます。
1:51:06	規制庁コサクです。すいません。
1:51:09	今言ったような
1:51:11	保安規定の二次文書の体系がよくわからないんですけど、画面に映してもらってもいいですか。
1:51:19	ちょっと今考え真っ暗になっちゃいましたけど、
1:51:22	すいません、日本原燃のハヤミでございます。ちょっとですね
1:51:28	この電源が切れてしまって受け付けなんですけど、ちょっとお待ちいただいてよろしいですか。
1:51:36	規制庁コサクです。お待ちしますけども、何かっちゃうと、基本的には保安規定に基づくルール、
1:51:45	当初体系っていうのは整理をされてないと、保安規定も認可ができないということだと思ってまして、ここ、
1:51:56	火災防護計画とかですね、文書の位置付けが明確になっていけばいいんですけど、曖昧なものであればどこに基づいてという文書体系のもとの中で計画に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	なるのかというその文書体系自体が適切かっていうことも判断をしなきゃいけないかなと思って。
1:52:15	ていると。
1:52:16	ということです。明らかにこの二次文書の下でやるもんだねということがわかればいいんですけど。
1:52:23	今の御説明の流れだと何だかよくわからなくてですね、そこを整理をして御説明いただきたいと。
1:52:31	いうところですよ。先ほど濃縮等は違ってということでしたけど、
1:52:37	先行の電力とはどうなってるのかということですか、一連整理して御説明いただきたいと思います。
1:52:46	ちょっと懸念してるのは、先ほどの説明だと計画がいっぱい立つてということなんですけど、そんなにバラバラといっぱい計画を立てて船体が整合した形で運用ができるほど原燃は成熟しているのか。
1:53:03	ということが心配して数。
1:53:06	なぜ、副分けて作ることになったのかその方がうまく回せると思ったのかということも含めて御説明ください。
1:53:37	日本原燃のハヤミでございます。
1:54:28	。
1:56:11	規制庁のフジワラですと日本原燃について、今どういう状況かお知らせいただけますでしょうか、すぐに返答できそうなのか、それとも少し別途時間がかかるのでっていうのであれば、別の確認等に先にしてということも考えたいんですが、いかがでしょうか。
1:56:31	日本原燃のハヤミでございます。ちょっと待っていただけますでしょうか。
1:56:39	規制庁のフジワラですわかりました少しお待ちいたします。
1:57:15	規制庁コサクです。作業されているんだと思うんですけど、ハヤミさんを受け答えて今できる状態ですか。
1:57:23	はい。日本原燃のファイルですと、受けたためです。
1:57:29	規制庁コサクです。それでしたらそれまでの間ということで、ちょっとこれまでのところでの確認なんですけど、
1:57:37	規定で対応できているといったところは幾つか整理が不十分だったりっていうところがあったと思うんですけど。
1:57:46	最初のほうの説明で最終的には、次の
1:57:52	認可変更認可申請のときに全体整理をしてという方針だということ聞きしたところで言うんですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:58:01	規定でどこまで対応できてるかっていうのの整理っていうのは、最終的には、次の会議やればいいのかと思うんですけど。
1:58:11	今回整理しなきゃいけない範囲っていうところではどうお考えになってますか。
1:58:20	日本原燃の佐伯でございます。
1:58:24	墓石のように、
1:58:28	現段階でイケアのシステムにして、もうお決めなきゃいけないっていうところ。
1:58:36	内系のも思っておりますので、改めてもう一度整理をする中にあるというふうに
1:58:42	例えば今の段階でも成立してこうまとめたものかというのを示す必要があると思っておりましたのでちょっとそちらは資料のほうへ入ってまして、わかりやすくということでございますけれども、最初にお話したようになっていう等、
1:59:00	その全体含めて、改めて筆記地域規格について今回保安規定変更するものも含めてですね、脱退の方では、今後の設工認等も踏まえて、
1:59:13	見直しが必要なところは反映していくということで考えてございますので、その時にもう一度確認するというかというふうに認識してございました。
1:59:25	規制庁コサクです。わかりました。その点ではあまり規定の部分の作業ですね、硬質して、
1:59:33	時間をかける必要はないかと思っておりますので、次の回に改めてということを前置きしておいていただければですね、先ほどこちらもこだわるものではないかなと思うので、今後の対応において売りいただければと思います。
1:59:51	はい、日本原燃伴でございます。ばっかそれがわかるように綺麗には反映させていただきたいと思っております。
2:00:00	これすいません、ちょっと
2:00:03	雨のほう協議されておりますでしょうか。
2:00:08	規制庁国策で進めます。
2:00:10	はい。こちらの既認可の保安規定の立法の中で週目に事務所をきちっと湖北規定の直下のQMS文書として決定させてするというので記載して
2:00:26	よろしければ、その中で7ポツ1の最終施設の操作できそいったものに関する事。
2:00:36	ニチバンとして、
2:00:38	再処理施設保安規定値を容量を決めましたKするというので規定してございます。
2:00:45	現在別途その計器関連する条文のφ切り出しましては、この表にあるように2040から出てくる中性、その他の関係して苦勞を整理してくれますけどね、今回追加をいたしました設計想定事象、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:02	に関する
2:01:05	土地の部分につきましては、29 条を、
2:01:08	2-2 から 2916 に反映するというので、この範囲内ということ、
2:01:14	ということですので、それを受けてオファー規定上のほうで水店として一旦受けた上で、各
2:01:23	その計画などを策定するという。そういった形での体系の方を考えてございます。
2:01:30	列島質的の計画を
2:01:34	だから作ることですけども、現状はその系統それぞれ誘起事項が変わるっていうところもありましたので、
2:01:45	その単一経営とまとめて一つつくっていくことがわかりやすいのではないかと、いうところで生活再建のほうを考えて、
2:01:56	そういった形で計画を策定するというので考えてございました。
2:02:01	ご指摘エリアの利用高のまして、計画の中身と見直していくということにしておりますが、そのエリアの文書として、
2:02:15	こういった形がふさわしいかとかそういったところでの変更も必要であれば、それも含めて、改善図っていくという認識をしております。
2:02:25	あとオペリスクどうも実用炉通りかまあ、あのバス説明できるようにしたところでは苦労するビルで確認した際には
2:02:37	こういった形で計画についてはリース部分としてないというふうには認識しております。
2:02:46	以上です。
2:02:49	規制庁コサクです。ちょうど映していただいた範囲がいい感じになってるんですけど、
2:02:57	設計想定事象等への対応という関係ですと等の中には重大事故なり大規模損壊も入ることになってまして、そういった場合はですね、この下に書いてある非常時の措置の異常非常時対策。
2:03:16	服用量にぶら下がった対応とも関連してくると思うんですけど。
2:03:22	その辺りはこの二次文書と下部規定っていうのを、との関係はどう整理をされてますか。
2:03:28	その点について、電力の状況とかも踏まえてどうかまでですか。
2:03:37	日本原電の大部でございます。
2:03:50	ちょっと確認が不足しているところがございます。例えば実用炉のほうでは、火災に関する協議累計入れれば個別にあってですね、そこと

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:06	火災防護に関する情報とのひもづけを行っていたり、或いはの運転操作に関する当社内規程というか、
2:04:16	補足ですかね。そういったものを一般して孔食同じように、0 設計する検証と、
2:04:25	決めつけをしていると、そういった別の変遷となっていたと思います。ちょっとすみません、非常時のところ、すみません、きちんと分けておりません。
2:04:42	規制庁コサクです。重大事故とかは、次の会だということもあるので、その時にも、
2:04:53	全体の体系っていうのを御説明いただければいいかとは思うんですけど、まあ2分
2:05:00	我々の要求の項目がですね、いくつか
2:05:05	の着眼点に応じて作られていて、実際の活動はそれぞれが連携されて一体として動いていくということがあるので、どういう体系で社内図書が整理をされていると運用しやすいのかということを考えながらまとめていただく必要があるかなと思っていて、
2:05:26	表だけでもう、なかなか
2:05:30	一体的にっていうところは難しい状況になってると思ってるんです。
2:05:35	なので、
2:05:37	そういうフック縦横いろいろと複雑に絡み合った要求事項の中でどう対応していくのかということをお聞かせいただければと思ってます。
2:05:51	なのでもう現状で言うと再処理施設保安規定運用要領っていうのがかなり
2:05:58	プレートが広がってきているのかなと思って。
2:06:03	出まして、
2:06:05	そういった
2:06:07	そういう状況の上で通していくのか
2:06:12	これの下にぶら下がる文書が相当いっぱいになってことなんだと思うんですけど。
2:06:16	マター
2:06:21	議長。
2:06:22	次のタウン面でもいいのかもしれないですけど状況を聞かせいただければと思います。
2:06:29	はい、日本原燃のハヤミでございます。
2:06:32	あと一期今進めて調べた限りためですけど。
2:06:37	理事長のほうでは非常に重要非常うちで言うところの非常用の関係について整理としては、重大事故、大規模損壊そういった条文については、そちらのほうにずっとこもっていけ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:56	早期に至る前のその設計想定事象のここですね、説明については、以降、運転規則、そういったものと運搬するような整備をされている。
2:07:08	です。
2:07:10	そういう意味ではちょっと我々も成立してね、ほぼ合致しているのかなというふうにしております。非常のところの重大事故等については次回第二段階で範囲といった例を説明については、黄色いチェックと、そういったものの義務づけ
2:07:26	必要になるかというふうに思っています。
2:07:30	規制庁コサクです。内容としてはそんなには変わらないんですけど、そのときに、この表で
2:07:39	今だと再処理施設の操作核燃料物質の管理課、放射性廃棄物管理、放射線管理という枠の中に上部ガレキするっていうことの中で水系想定事象の対処っていうのが入っていると。
2:07:56	いうことになっていて、一方で同じ枠で要求している重大事故等対象っていうのは今の話だとここに入らずに非常時の措置のほうに入ると。
2:08:07	いうことになるようなんですけど。
2:08:11	そのときには、じゃあこの項目をどういうふうに書いていくのかっていうのがよくわからなくて、そうするとその結論を見ると、今回入る石油想定事象のことも、
2:08:24	本当は書くべきなんじゃないのかとかっていう気もするんですよ。
2:08:32	全体が入ったときにどういうふうに見えたほうがいいのかと。
2:08:37	いうことで次回の改正でも明確化でもいいのかもしれないんですけど、現状はの中でどう考えんなってるんですかね。
2:09:00	日本原燃のハヤミでございます。
2:09:10	設計想定事象、
2:09:12	ですね、今回追加をしたのは、雪設計想定事象に合わせた体制の整備計画ですが、こちらは石油を実施していくと。
2:09:21	いうことについて保安規定の整備にも反映していただくということを考えてございますので、清潔で事象ですので、厳しい側のまだ安全機能等による経営補佐ない範囲での活動の場、種一部はそういったところでの活動も含まれるものと思いますけども、きちっとしては、
2:09:40	そういった安全機能に意見或いは事故に至らないように新ための活動がきちんとやりましょうということが持ってきたと思います。そういった意味で、現状の体制施設に審査をですね、そういった中での

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:58	操作等に関する別個に随分違う結果ある／聞いてみよう炉につきまして管理という所桁程度低減とは当初規制は別途わかりやすいところかなというふうに思っております。
2:10:13	一般の人たちこういったごめんなさい規制庁コサクですけど、聞きたいのは、この表の左から2番目の欄の用語として、
2:10:23	どこに現状当てはまると思っているのか。
2:10:27	重大事故が入ってきたときにどう書こうと思っているのか。
2:10:31	そのときの平仄として合っているのか、っていうことなんですけど。
2:10:36	この欄はあれですか保安規定の章立ての用語と合わせているとか、何かあるんですか、それとも対応関係でどうなってくるんでしょうか。
2:10:45	はい。日本原燃のハヤミでございます。おっしゃる通り、今現状すま表の左から2番目の欄の記載につきましては、保安規定の各表も、
2:10:56	YKT、将来のほうを記載を指令な形になってください。
2:11:01	今回追加をしたものが
2:11:05	その操作を長期にね、ところについ成果をさせていただいておりますので、ちょっと抜けて運用の中で整理をするということで整理してございます。
2:11:16	やっぱ重大事故入れるところでちょっと
2:11:19	ここに出てるかということになるかと思えます。重大事項ですので、
2:11:26	その対処については非常時に設置し、
2:11:32	そして実践する。その一部として使用するものというふうに思っております。ちょっとあのその辺は平行線を
2:11:41	ですね、そういったところでもってどういうふうに整理したかっていうのを少し、そういったものを含めてちょっと整理をさせていただきたいというふうに考えております。
2:11:54	規制庁コサクです。わかりました現時点であれば、今回加えた設計想定事象の話は、再処理施設の操作の中に入れるということなのでこの表でもそこで4と。
2:12:09	いうこと。
2:12:11	重大事故については、今後申請する際に、非常時の措置あたりに入れる方向で、そうだってとしてどうするかは、今後検討してその申請の際に、
2:12:24	対応すると。
2:12:25	いうこと総裁に設計想定についても、もし何か反映するのであれば、そのときの申請事項だということで、今回は、まずは操作でということで理解をしました。
2:12:47	規制庁コサクです。フジワラさん続けてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:51	規制庁のフジワラです。それではへと続けてお伝えする点を
2:12:58	そうすると、
2:13:02	先にですね規定のお話で整理をっていう話があったんですけども、全般的にといいますか
2:13:11	若干効率的に且つ網羅性を考慮した整理の状況っていうふうになんかことを考えると、もう少しだけ工夫をいただけたらいいんじゃないかなという点について少しお伝えいたしますも絶対というわけではないんですけども、
2:13:27	そういうふうにしたほうがわかりやすいですよっていったところなんですけれども、
2:13:34	6 ページから 7 ページ辺りコースページですね。
2:13:37	なったり、代表してなんですけど、
2:13:40	特に添付のところであったり、
2:13:44	は記載されるときに、それぞれ記載しているところを丁寧に分けてですね、データどこに記載されているものかって言った伴地方、それぞれに今つけていただいている状況かと思えます。
2:14:01	ただこれ見ますと、ほとんどの階層で同じで最後の(2)であったり、(12)であったり、そういったところが少し違っているだけっていったところも多く見られます。所するときにはそんなに細切れにせずに、
2:14:18	全体を記載全部を記載するというわけではなくて、今記載も似ている部分は逆で示されたりですとか、そういったところを検討いただいて、もう少し見やすいようにしていただけたらいいのかなと思います。毎回傍聴書いていただくと。
2:14:35	違ったところの記載を持ってきているのかなというふうに確認をするものの、別途結構同じところの階層まで同じで、特にこのあたりなんかで言うと、
2:14:46	がつつりと大枠で示されている部分だと思うんですねいろんなところに飛び火しているところというよりは、
2:14:53	大きく書かれているところが 1ヶ所のところで、その中で設計であったり、次回に回すところであったりとか、そういったところが入るのでっていったことだと思いますが、この提案力なんかを使ってですね、ここにいる方が細切れかもなくテーマの結果もなくて、
2:15:08	網羅的に確認した上で、ここは関係ないとなりましたということもわかるかなと思いますので、その点を検討いただけたらと思いますんで、その際に、少し記載ミスかなと思う点があるので、その点も続けてお伝えしますと、
2:15:27	84 ページの最初の部分であったり管理の 135 ページとかにあるんですけど、塩害とかの記載によっては記載なんですけれども、本文と添付で色分けし遺漏つけている部分が違っていたり、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:43	てったところがあります。フィルターの設置ですかねそういったところは本文ではいろいろ、今回関係する部分としていろんな利用されているけれども、
2:15:54	店舗のときには、
2:15:56	議論なっていなかったりといったところもあるかと思います。でもこういったところですね、本文と添付でどう考えたのかっていったところも、具体的に示されている文書であったりといったところでちょっと違いはあるかと思いますが、
2:16:12	記載としてそごがないようにということ、本当に今回の規定に入っているのかといったところも踏まえて、先のお伝えしている部分と含めてですね、修正をしていただけたらと思います。
2:16:23	あとですね、前回伝えているんですけども、
2:16:26	33 ページ。
2:16:29	あともう 100 ページもそうなんですけど、101 条とかっていうのは、第 7 章の放射線管理だと思います。今妥当その帯がなくて、廃棄物、
2:16:42	管理。
2:16:43	ですから放射線廃棄物管理の方に見がちになっています。第 7 章の放射線管理ということがわかるように修正していただきたいと思います。
2:16:54	後ですね等 39 ページ。
2:17:01	安重と同等のっていう話のところの記載になるかと思いますが。ここのところで、1 から 6 両括弧 1 から 6 といったところが黒の文字で示されていますけれども、実際はこの中身としても、設備の名前なのかもしれませんが、
2:17:19	中身、1 から 6 という示している部分ですので、ここも、ここについても青色でいいんじゃないかなというふうに思う箇所もございます。なので全体整理する中で、この点もですね、あまり
2:17:34	見てわかるようにっていうのは、まず第 1 なんですけどもその辺等考慮して修正していただけたらと思います。
2:17:45	はい、日本系やハヤミでございます。今日ちょっと資料上の気体の不備が動き或いはちょっとすいません、前回のコメントの反映漏れ等ございまして申し訳ございませんでした。
2:17:57	今いただきました指摘等を踏まえまして、ちょっと全体整理をすいません再度ちょっと修正をさせていただく中で、そういった部分についても修正反映とさせていただきますと考えてございます。
2:18:12	規制庁の藤原ですよろしく申し上げます。あと、念のための確認をしたいんですけども、
2:18:20	火災に対する対策のところですかねと、8 ページや 122 ページとか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:27	何ヶ所かあったんですけども、2時間の最大放水量を確保っていったところは、当設計的な部分ではなくて、水を確保するっていったところが運用というふうに理解していいでしょうか。
2:18:43	入った後に本件がハヤミでございます。はい。その理解で結構です。
2:18:50	手帳のフジワラです。わかりました。
2:18:52	続けて2-4の資料についてもなんですが、
2:18:58	こちらの少し記載ミスかなと思うところがありまして、
2:19:02	10ページですね10分の10ページのところに、
2:19:10	仕事観燃料貯蔵施設等といったところの欄、作業ですね、今日があるんですけども、ここに別表29規定するという話があるんですが、第40条の変更も、こちらじゃないかと思うんですがその点についていかがでしょうか。
2:19:41	下のハヤミでございます。
2:19:54	はい。
2:19:55	ちょっと
2:19:57	水素の項目ですね、もともとのその下の中でも記載が成立していき済燃料研究棟という形で、
2:20:06	事項でしたので、ちょっとそういう形で整理をしておりますけども、結果として得とせん断ですね、中での反映に持ってきますので、
2:20:18	ちょっと、
2:20:19	こちらのほうも、
2:20:21	40兆鑑定してくれることになるかというふうに
2:20:25	雨をさせていただきたいと。
2:20:29	規制庁の藤原です。わかりました。次のページの廃棄施設のところの反映事項の記載なんですが、こちら側の冷却期間を12年というふうに書いてあるんですけども、前のページのところのその先ほどいった部分の
2:20:45	記載内容と同じことが書きたかったという理解でよろしいですか。
2:20:52	はい、日本原燃のハヤミでございます。はい、こちらの日程と記載した後、その理解で結構です。
2:21:00	規制庁のフジワラです。今の記載ですと、若干
2:21:05	意識としてずれてしまうところがあったりというか
2:21:10	読む人によってはわからなかったりというか同じ記載だとは思えないと思うので、もう少しここ丁寧に記載をしていただけたらと思います。
2:21:22	はい、日本原燃のハヤミでございます。うちさん方については修正をさせていただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:21:28	ちょっとフジワラですと2-3と2-4について、私からの指摘は以上なんですけれどもそのほか9兆から何かありますでしょうか。
2:21:45	フジワラですと内容ですので、次の資料に移りたいと思います。次の資料は2-5でよろしいでしょうか。
2:21:58	日本原燃のファイルでございます。
2:22:01	はい。次の資料については2-5で結構です。
2:22:08	規制庁のフジワラとしては、2のこの別途説明をお願いいたします。
2:22:15	はい、別に日本原燃のハヤミでございます。それでは2の資料2-5ですね変更点を説明させていただきます。こちらのファンドラップ注70ツガネを別途ヒアリングでいただきましたコメントのほうを採用する形で示してきております。
2:22:31	すみません、変更箇所のほうですね、きちっと件目すればよかったんですけども、ちょっと説明ができておりまして免職約1000、
2:22:39	変更した箇所をいたしましては、17分の1ページ目ですね、にあります。ATENAの補正内容の場所です。そちらについて、前回紛れも踏まえまして、補正をするということで事項について反映してございます。
2:22:55	追加してなからう二つ目の廃棄物管理施設保安規定でと火災防護多重対象設備に対象に特定するパート職員の教育現場ちょっと指摘させて消すということで、そちらを補正させていただきたいと思います。
2:23:09	それから四つ4ポツ目になりますけど、同じスタンス続けて火山影響等発生時におけるスポーツの表題がですね、一つ内容と整合してないということで、補正も行うということでいいとかをしております。
2:23:26	それから、
2:23:28	じゃあ、
2:23:30	はい。
2:23:31	17分の4ページの整合性等の説明のところみたいですね、L今日こちらの
2:23:43	それで修正メンテナンス用計画とそれからとガラス固化の受け入れ計画も記載について奥瀬位置の違いを進めているのが一つ。
2:23:52	ございますけども、そちらでどちらの保安規定の話かというのがよくわからないような表現になってございましたので、それがわかるような表現となるように、再処理施設保安規定第3週、第1節、
2:24:08	そうですね。それから、
2:24:10	真ん中どころか規律管理施設の保安規定第3種第二種記載いただければどちらの話をしているかというのがわかるような表現の見直し常備してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:23	先ほど系統組成するとして追加した事項に関する事で、F17分の11ページ目。
2:24:31	こちらのほうにその火災防護計画の締め
2:24:35	小弁、対象とするところの表現補正をしますというふうに記載を追加をした。
2:24:42	それからヤマチとしての追加でっていう。
2:24:47	注意をページお願いして、この下側のところに、それから、
2:24:52	CですねCSPの居住性確保に対する対策となつてございますけども、こちらのほうの提言の方は手を挙げていきたいということで、試験室させていただくためにするという形の用地カウントして変更点につきましては以上です。
2:25:12	規制庁の藤原です。では、この2のこの資料について、
2:25:17	規制庁側から確認等を行いたいと思います。私のほうから1点、お聞きしたいんですけども、
2:25:24	17分の7ページ。
2:25:28	と、あと17分の8ページ。
2:25:31	のに渡っている部分なんですけれども、再処理施設管理施設ともに通信連絡手順の整備等と安全避難通路等といったところの規定が書かれています。その中の言葉を見ますと、別途通信連絡って。
2:25:50	手順の整備のほうでは設計基準事故が発生した場合に用いるというふうに書かれていて、
2:25:59	安全避難通路等の部分では、設計基準事故等というふうに、等が入っています。この
2:26:07	整理の違いについてお聞きしたいのと、
2:26:11	あと江藤管理についても、安全上、
2:26:16	安全設計上想定される事故等が発生した場合に用いるという記載がありつつも、別途安全避難通路等のところではそういった具体的な場合分けというか、場合についてというような記載がないと、この辺の整理について、
2:26:31	状況を聞かせただけですすでしょうか。
2:26:37	日本原燃のハヤミでございます。こちらの経営等、再処理の通信連絡基準それから安全避難通路等ですね、そちらに増えて系統仕事等つけるかつかないといったもの、それからその安全上想定される事故等ですね。
2:26:57	最後廃棄物管理施設の手順で進めていく設備の的にはそういったものを記載しているということですけども。
2:27:04	基本的にこれらの記載については許可ですね事業許可の中での記載を踏まえて記載をしたものとなっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:16	例えば本規程に見たときに、当等があつたりなかつたりということで、それが実際の運用というか活動の中で、設計。
2:27:27	そういった使い分けが必要なのかということで考えた場合に、進めなくて、
2:27:37	通信連絡手順につきましても、設計時基準事故以外ですね、そういった場を以 外の場について、
2:27:45	使用するということだ。
2:27:51	使用する設備になりますので、／の安全避難通路等と同じような表現で設計 基準事故等といった形で記載をすることで、補正をしたいと考えております。
2:28:08	通信連絡手順の整備、コンテンツを採決管理施設についても同様に安全避難 通路等は、そういった設計上想定される事故、そういったものが想定した発 生した場合にも、
2:28:24	避難等の安全にできるということも含めて整理は必要というふうに考えてござ いますので、
2:28:32	同様の記載を追加をするということで、河成行いたいと考えております。
2:28:40	規制庁の藤原です。
2:28:43	起債終わらせ等整理されて合わせるというふうなことで理解をいたしました。 江藤。
2:28:51	今考えている状況なんですけれども、それを設計想定事象が発生した場合っ ていうふうに理解していいんでしょうか。
2:29:02	再処理についても、廃棄物管理についてもなんですけれども、そういった理解 でよろしいでしょうか。
2:29:12	権限の範囲でございます。
2:29:14	歳以上あの設計基準事故等というふうな形で記載をさせていただいておりま すけども、
2:29:23	それ以外の場合ですね、そこに至る前、
2:29:27	当たり前というか抵当 1 人繋がるような設計想定事象ですね自然災害火災と いったものが発生した場合についても、そういった通信連絡手順等設備等 を使用すると。
2:29:42	ということ。
2:29:43	考えておりますので、それも含めた記載として、設計基準事故等という形での 記載とさせていただきたいというふうに考えております。
2:29:55	規制庁の藤原です。とでは最初についても管理についても、設計想定事象が 発生した場合というところを
2:30:06	示している。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:08	だけれども記載としては、設計基準事故等であったり、安全上、安全設計上想定される事故等というふうに記載されるというふうに理解いたしました。
2:30:22	この 2-5。
2:30:24	フジノの資料について私からは以上ですけれども、そのほかに、規制庁から何かありますでしょうか。
2:30:38	規制庁の規制庁コサクですけど、すみません、
2:30:42	こだわるところではないんですけど。
2:30:47	単に等と言われた時に頭が何ぞやっということが終わっ変わるような形で規定されているのが普通かなと思っていて、
2:31:01	奇形の中で妥当火山の影響というところも兵教等々書いてあるところは定義があって、それも含めてということになってたかと思えますんで。
2:31:16	ここの設計基準事故等といったときに定義を置くのか置かないのか、現状置いてるのかもしれないですけど。
2:31:23	もうそこら辺の考えはいかがですか。
2:31:32	日本原燃の齋木でございます。
2:31:35	検討限界の変更の中ではこの設計基準事故等に対するとですね、定義になるような記載については、と規定していないところです。
2:31:48	先ほど御説明したような趣旨がわかるように、ちょっと表現がこちらの経費わかるような表現をつけるのか。
2:32:00	その辺については、補正の中で検討させていただきたいと考えてください。
2:32:07	規制庁不足です。検討よろしく願います。管理のほうは、
2:32:15	あまり事故形態については特に規定もされていなくて設計想定最大のことしか許可で扱ってないので、ある程度の枠で書かれれば、
2:32:28	キリンのかなと思うんですけど。
2:32:31	再処理のほうだと、設計基準事故の手前で異常な過渡等の事象があるんですけど、そこは含むんですかね。
2:32:45	日本原燃のハヤミでございます。はい。その範囲も含まれるものというふうに考えてございます。
2:32:52	規制庁不足です。わかりました。お一方ですね、先ほどお話のあった設計想定事象というのは、あくまで事象について多いよう表現している用語であって、
2:33:06	今横孔システムな
2:33:09	異常な状態のレベル感を表す用語ではないので、
2:33:13	その点でもうどの程度のことを意識しているのかということがわかるように、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:20	言っていただいたほうがいいのかなというふうに思って聞いてました。いずれにしてもこれから検討だと思いますので、それを踏まえて明確になればと思います。よろしくお願いします。
2:33:35	はい、日本原燃のハヤミでございます。
2:33:38	先ほどのコメントを踏まえて検討して、補正のほうへさせていただきたいと思えます。
2:33:46	規制庁の藤原です。その他何かございますでしょうか。
2:33:55	町のフジワラです。では2-5については、これで終了したいと思いますので、続けて資料の説明を行ってください。
2:34:05	はい、日本原燃の3でございます。それから2-6の走時プロファイル変更についてでございますので、次の変更ですねいたしました2-7
2:34:15	についての変更箇所について御説明をさせていただきます。
2:34:19	健康多少からスプレイ等、
2:34:25	すみません。
2:34:26	3分の3ページですね、
2:34:29	保安規定の変更内容の補正について、ということで、こちらの1項目起こして記載してございます。前回のこの5ポツの中の①ですね、両方の
2:34:42	定義を補正する、安全重要施設等の用語について金利が明確になるような補正をするというところについてはとして記載してございますけれども、その他、補正が必要な項目というのが、本件に関して補正が必要な項目というのが、
2:34:58	あります。わかりましたので。それも含めて、一つの目的で整理をさせていただきました。
2:35:05	液位前回のヒアリングの中で、ご指摘いただきましたの
2:35:12	別表7-3の記載。
2:35:15	記載しております別居急に定める安全状況がないとロック等の記載ですね、こちらあの変更後もそのまま転記してございますけれども、協議分割したということ踏まえて、それが明確にある意味紙の方の
2:35:30	補正をさせていただきたいというふうに考えてございます。
2:35:33	③で別居9も、
2:35:38	注釈
2:35:42	ちょっと1個見ていきます。
2:35:43	月給の注釈を記載を補正経過するための保安規定変更補正をするということでございます。すみません。ちょっと1点抜けておまして、もう1点

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:58	別表 7-3 で記載しておりますインターロック等の記載の表現名称がですね、ちょっと適切ではないので、一応の変更をさせていただくというのが見えません。ちょっと上抜けておりました。
2:36:12	こちらのほうはですね。
2:36:19	添付
2:36:22	参考資料の 3 分の。
2:36:25	ですね、こちらで
2:36:33	えっと記載しております。インタロックな名称ですね、こちらが誤っておりますので、補正をさせていただくということでございます。ちょっとすみません、
2:36:43	こっちのほうへの反映が漏れておりましたので申し上げます。
2:36:46	あと変更箇所として、先ほどの F5 ポツの悪い意味で説明いたしました事項ですね。だから全然何登録に対するもの。
2:36:57	毎年ます五つポツが該当しますということですので、そちらがわかるような表現になるように補正するというのを、この資料ですね、来てございます。
2:37:07	変更箇所は以上でございます。
2:37:12	規制庁のフジワラです。2-7 の資料の説明が今いただいたんですけど、2-8 は変更ありましたでしょうか。
2:37:20	合わせて、日本原燃のハヤミでございます。2-8 も、今回決議中身のほうも並行してございませぬので、説明のほうは省略させていただきます。
2:37:32	規制庁のフジワラです。ではあの 2-6 から 2-8 まですべて説明いただいたということで、
2:37:39	規制庁からの確認等を行いたいと思います。社長の方から何か確認事項ありますでしょうか。
2:37:52	規制庁の内村です。内容ですので 678 についてはもう終わりたいと思いますんで、
2:38:03	その他全体を通して何か確認等を規制庁からありますでしょうか。
2:38:14	規制庁のフジワラです。原燃におきまして何か、こちらに確認等したいことというものもあれば、今いただければと思いますがいかがでしょうか。
2:38:29	すみません、判例のハヤミでございます。今回ちょっといろいろ審査ヒアリングを行った中で、ちょっと我々当社の保安規定。
2:38:41	そうですね。
2:38:42	申請した内容の次というか、さらに明確化を必要なものから人含めてちょっと幾つか出てきてございますので、これまで
2:38:53	ヒアリングの中でご指摘いただいた中で、補正が必要と判断したものについてはそれぞれ質問させていただいておりますけども、ちょっとその他ですね細か

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	な記載の表現とか適正化、そういったものが必要なところが何ヶ所かあるというふうにならざるを得ないというふうに見ている中で気づいて、
2:39:12	ところもございまして、そういったものを含めて、今後ちょっと補正の中で対応させていただければというふうにご覧いただけます。
2:39:23	規制庁の藤原です。ではですね今ちょうどスケジュールを示していただいているかと思っております。あとスケジュールについて今回のヒアリングの資料の中での修正何点かあったというふうにご覧いただけます。
2:39:38	先ほども伺いましたかと思っております。その修正。
2:39:42	が、修正。
2:39:44	の部分ですね、反映版はいつ提出できるのかとか、補正についてはどの辺りでというふうにご覧いただければというふうにご覧いただけます。
2:39:57	はい、日本原燃のハヤミでございます。はい、それではスケジュールについてご説明をさせていただきます。
2:40:04	提出させていただいているのが4月22日時点ということで、ちょっとその後のスケジュール等ですね崩壊熱ヒアリング以降が明確にちょっとできなかったということがございまして、今プラン
2:40:18	はい。
2:40:20	といたしますので。まず資料ですね、今回、資料の2のみ、2-STAR-IV、
2:40:29	それから2-5-7ですかね、ちょっと別途一部よろしいBがございますのでそれを含めて改めて中心に向こうを実施するというふうに考えてございます。
2:40:41	そちらについては一応
2:40:49	1週間をめぐりに来週水曜日ですね、目黒のちゅ地域修正版のほうを提出をさせていただきます。
2:40:58	というふうにご覧いただけます。
2:41:03	あと補正ですね、
2:41:06	何かヒアリングの中でいろいろご指摘いただいた件を踏まえて補正を行うというふうに考えてございます。
2:41:12	ちょっと現状の予定からすると、
2:41:18	上の手続き等を踏まえて、頂部週間程度は必要というふうにご覧いただけますので、最速で4月下旬ですね、
2:41:31	いろんな
2:41:33	20発現時期ぐらいが最初で提出できる時期かなというふうにご覧いただいております。そちらの方、目標に社内ため、
2:41:45	先天等は持ち上げ手続きに示させていただきたいというふうにご覧いただけます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:50	考えております。
2:41:54	以上です。
2:41:57	規制庁のフジワラです。これました。このスケジュールに関して何か規制庁のほうからありますでしょうか。
2:42:08	規制庁コサクです。
2:42:11	次ヒアリングで提示いただいた資料の見直しをそれなりに早く提示いただけるということなのでそれは確認をしていってということを出すか、今補正にあたって、
2:42:28	ほかにももろもろ記載の適正化をとかっていうふうに言われてたと思うんで。
2:42:34	補正にあたって定数のこれまでの資料の中で補正しますといったところについては対応見ればいだけなんですけど、それ以外の部分って何かその方向性、
2:42:48	書類以外に補足説明として提示されるとかっていう御予定はありますか。
2:43:05	4Kーハヤミでございます。そういう意見も
2:43:19	はい。すいません。
2:43:25	そんなに中身を説明をする必要があるようなものっていうのはあまりないという認識はしてございますけども、どういった点で補正をするかという点で、これまで御説明してないというございますので、それを含めて
2:43:41	補正概要というかですね、こういった補正を行いますよという資料を
2:43:50	合わせて提出をさせていただければというふうに考えてございます。
2:43:58	規制庁、古作です。はい、わかりましたよろしくお願ひします。補正を受けた後ですね、確認が円滑に進んで処理をしていければと思いますので、そうなるような補足をしていただけると助かります。
2:44:15	私からは以上です。
2:44:20	規制庁の藤原です。
2:44:22	スケジュールに関してその他ありますでしょうか。
2:44:29	手帳のフジワラです。所内容ですので、これをもちまして再処理施設及び廃棄物管理施設の保安規定に係るヒアリングを終了したいと思います。お疲れ様でした。
2:44:42	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。